

徳島県規則第三十一号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第九条」に、「第十三条―第十八条の三」を「第十条―第十七条」に、「第十九条・第二十条」を「第十八条・第十九条」に改める。

第二条第一号中「本部」を「出先機関」に、「第九条」を「第四条第二号」に改め、同条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第六条の見出しを「（出先機関の長への共通委任）」に改め、同条中「本部」を「出先機関」に改める。

第七条を削る。

第七条の二の見出し中「東部各局」を「出先機関」に改め、同条中「東部各局」を「出先機関」に、「別表第二の二」を「別表第二」に改め、同条を第七条とし、第七条の三から第九条までを削る。

第十条中「別表第五」を「別表第三」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「別表第六」を「別表第四」に改め、同条を第九条とし、第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「別表第九」を「別表第五」に改め、第三章中同条を第十条とする。

第十五条中「別表第十」を「別表第六」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条の二中「別表第十の二」を「別表第七」に改め、同条を第十二条とし、第十六条を削る。

第十七条中「別表第十二」を「別表第八」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条の二中「別表第十二の二」を「別表第九」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条中「別表第十三」を「別表第十」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条の二中「別表第十三の二」を「別表第十一」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条の三中「別表第十三の三」を「別表第十二」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「別表第十四」を「別表第十三」に改め、第四章中同条を第十八条とする。

第二十条中「別表第十五」を「別表第十四」に改め、同条を第十九条とする。

別表第一を削る。

別表第二中「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に、「（第七条関係）」を「（

この表に掲げる事項は、他の表に規定がない場合に限り適用するものとする。）（第六条関係）」に改め、同表財務関係事項の項第一号中「東部各局の長にあつては徳島県東部県税局長に、センター等の長にあつては」を「徳島県税局長、徳島県地域連携事務所の長、徳島県東京本部長、徳島県東海本部長、徳島県関西本部長、」に、「に限る」を「及び徳島県土整備事務所の長に限る」に改め、同項第二号中「徳島県行政財産使用料条例」を「徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）」に改め、同項第三号中「徳島県公有財産取扱規則」を「徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則

第二十五号)」に改め、同表を別表第一とし、別表第二の二を削る。

別表第二の三中「センター等」を「出先機関」に、「(第七条の三関係)」を「(第七条関係)」に改め、同表徳島県防災人材育成センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県税局長

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十七条第一項の規定による個人の県民税に係る徴収取扱費の交付に関する事務の処理

二 徳島県税条例施行規則(昭和二十五年徳島県規則第七十六号)に関する次のこと。

- 1 第二十三条の十五の規定による売りさばき手数料の交付
- 2 第二十三条の十六の規定による自動車税の証紙の売渡し
- 3 第二十三条の二十の規定による取扱手数料の交付
- 4 第二十三条の二十一の規定による始動票札の交付
- 5 第二十三条の二十三の規定による誤表示金額の還付

三 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法に関する次のこと。

- 1 附則第二十九条の十二第二項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の払込みに関する事務の処理
- 2 附則第二十九条の十六第一項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定に関する事務の処理
- 4 自動車税に係る徳島県証紙収入特別会計から一般会計への繰出し
- 五 徳島県徳島合同庁舎及び徳島県吉野川合同庁舎の清掃業務及び設備運転管理業務の委託に関する事務の処理
- 六 徳島県徳島合同庁舎及び徳島県吉野川合同庁舎における電気の調達に係る事務の処理(企画総務部長の専決に係るものを除く。)

徳島県地域連携事務所の長

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)に関する次のこと(徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。)

- 1 第三条の規定による火薬類の製造営業の許可
- 2 第五条の規定による火薬類の販売営業の許可
- 3 第八条の規定による火薬類の製造営業又は販売営業の許可の取消し
- 4 第九条第三項の規定による火薬類の製造施設又は製造方法の改善の措置命令
- 5 第十条第一項の規定による火薬類製造施設等の変更の許可及び同条第二項の規定による火薬類製造施設の軽微な変更の工事の届出の受理

6 第十一条第三項の規定による技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことの命令

7 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置、移転又は構造等の変更の許可及び同条第二項の規定による火薬庫の軽微な変更の工事の届出の受理

8 第十二条の二第二項の規定による火薬庫の設置の許可を受けた者の地位の継承の届出の受理

- 9 第十三条ただし書の規定による火薬庫の所有等の例外の許可
- 10 第十四条第二項の規定による火薬庫の施設の改善の措置命令
- 11 第十五条第一項及び第二項の規定による火薬類製造施設又は火薬庫の完成検査
- 12 第十五条第三項の規定による完成検査結果の報告の受理
- 13 第十六条第一項の規定による製造業者又は販売業者の営業の全部又は一部の廃止の届出の受理及び同条第二項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出の受理
- 14 第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可及び同条第三項の規定による許可の取消し
- 15 第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可及び同条第三項の規定による火薬類の輸入の届出の受理
- 16 第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可及び同条第三項の規定による許可の取消し
- 17 第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可
- 18 第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可、同条第二項の規定による軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更の届出の受理及び同条第四項の規定による危害予防規程の変更命令
- 19 第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可又はその変更の認可及び同条第四項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定
- 20 第三十条第三項の規定による製造保安責任者等の選任の届出の受理
- 21 第三十一条第五項の規定による保安責任者免状の返納命令
- 22 第三十三条第二項の規定による製造保安責任者等の代理人の選任の届出の受理
- 23 第三十四条の規定による製造保安責任者等の解任命令
- 24 第三十五条第一項の規定による特定施設又は火薬庫の定期保安検査及び同条第三項の規定による保安検査結果の報告の受理
- 25 第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査に関する計画の策定等の届出の受理、同条第三項の規定による定期自主検査終了の報告の受理及び同条第四項の規定による定期自主検査への立会い
- 26 第三十六条第一項の規定による火薬類の安定度試験の実施結果の報告の受理及び同条第二項の規定による火薬類の安定度試験の実施命令
- 27 第四十二条の規定による火薬類製造業者等からの報告の徴収
- 28 第四十三条第一項の規定による当該職員による製造所等への立入検査、質問又は火薬類の収去
- 29 第四十四条の規定による製造業者又は販売業者の許可の取消し又は事業の停止命令
- 30 第四十五条の規定による災害の発生防止又は公共の安全の維持のための緊急措置
- 31 第四十五条の二十八の規定による完成検査を行う事業所の変更の届出の受理
- 32 第四十六条第二項の規定による災害の報告の命令
- 33 第四十七条の規定による火薬類による災害発生時の現状変更に関する指示
- 34 第五十二条第一項の規定による公安委員会の意見の聴取、同条第二項の規定に

よる処分又は届出の受理をした旨の通報及び同条第六項の規定による報告

二 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条第一項の規定による火薬庫外貯蔵所の指示（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）

三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。

1 第五条第一項の規定による高压ガス製造の許可及び同条第二項の規定による高压ガス製造の届出の受理

2 第九条の規定による第一種製造業者の許可の取消し

3 第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理

4 第十条の二第二項の規定による第二種製造者の地位の承継の届出の受理

5 第十一条第三項及び第十二条第三項の規定による製造施設又は製造方法の改善の措置命令

6 第十四条第一項の規定による高压ガス製造施設等の変更の許可、同条第二項の規定による第一種製造施設の軽微な変更の工事の届出の受理及び同条第四項の規定による第二種製造施設等の変更の届出の受理

7 第十五条第二項の規定による高压ガスの貯蔵に関する措置命令

8 第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可

9 第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理

10 第十七条の二第一項の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理

11 第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の改善の措置命令

12 第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の施設の変更の許可、同条第二項の規定による第一種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出の受理及び同条第四項の規定による第二種貯蔵所の変更の工事の届出の受理

13 第二十条第一項及び第三項の規定による製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査並びに同条第四項の規定による完成検査結果の報告の受理

14 第二十条の四の規定による販売事業の届出の受理

15 第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理

16 第二十条の五第二項の規定による販売業者等への勧告及び同条第三項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

17 第二十条の六第二項の規定による販売方法の改善の措置命令

18 第二十条の七の規定による高压ガスの種類の変更の届出の受理

19 第二十一条の規定による高压ガスの製造等の廃止等の届出の受理

20 第二十二条第一項の規定による輸入高压ガス及び容器の検査、同条第二項の規定による輸入検査結果の報告の受理並びに同条第三項の規定による検査不合格の高压ガスに対する措置命令

21 第二十四条の二第一項の規定による特定高压ガスの消費の届出の受理

22 第二十四条の三第三項の規定による特定高压ガスの消費施設又は消費方法の改善の措置命令

- 23 第二十四条の四の規定による特定高圧ガスの消費施設等の変更等の届出の受理
- 24 第二十六条第一項の規定による危害予防規程の届出の受理、同条第二項の規定による危害予防規程の変更命令及び同条第四項の規定による第一種製造者に対する必要な措置命令又は勧告
- 25 第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更命令及び同条第五項の規定による第一種製造者等に対する改善すべき旨の勧告
- 26 第二十七条の二第五項の規定による保安統括者の選任等の届出の受理及び同条第六項の規定による保安技術管理者等の選任等の届出の受理
- 27 第三十条の規定による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納命令
- 28 第三十四条の規定による保安統括者等の解任命令
- 29 第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査及び同条第三項の規定による保安検査結果の報告の受理
- 30 第三十六条第二項の規定による危険事態発生届出の受理
- 31 第三十八条第一項の規定による高圧ガス製造等の許可の取消し又は製造若しくは貯蔵の停止命令及び同条第二項の規定による高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令
- 32 第三十九条の規定による公共の安全の維持又は災害の発生防止のための緊急措置
- 33 第三十九条の十一の規定による検査の記録の届出の受理
- 34 第四十一条第二項の規定による容器の製造方法の改善の措置命令
- 35 第四十四条第一項の規定による容器検査
- 36 第四十八条第五項の規定による特別充填の許可
- 37 第四十九条第一項の規定による容器検査所の登録
- 38 第四十九条の三十の規定による登録容器等製造業者に対する災害防止命令
- 39 第四十九条の三十五の規定による外国登録容器等製造業者に対する災害防止命令
- 40 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新及び同条第四項の規定による再検査できる容器又は附属品の種類制限
- 41 第五十二条第二項の規定による検査主任者の選任等の届出の受理及び同条第四項の規定による検査主任者の解任命令
- 42 第五十三条の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査若しくは附属品再検査の停止命令
- 43 第五十四条第二項の規定による容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
- 44 第五十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による不合格容器等のくず化その他の処分命令及び同条第二項の規定による容器検査が不適合である旨の報告の受理
- 45 第五十六条の二の規定による容器検査所の廃止の届出の受理
- 46 第五十八条の二十二の規定による完成検査を行う事業所の変更の届出の受理
- 47 第五十八条の二十四の規定による完成検査の業務の全部又は一部の休廃止の届出の受理

- 48 第六十一条の規定による製造業者等からの業務に関する報告の徴収
 - 49 第六十二条の規定による当該職員による高圧ガスを製造する者等の事務所等への立入検査、質問又は高圧ガスの収去
 - 50 第六十三条第一項の規定による災害発生届出の受理及び同条第二項の規定による高圧ガスに関する事故の報告命令
 - 51 第六十四条の規定による高圧ガスによる災害発生時の現状変更に関する指示
 - 52 第七十四条第一項の規定による許可又は届出を受理した旨等の通報及び同条第四項の規定による届出又は通報を受けた旨の報告
- 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関する次のこと。
- 1 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請（第四条の二ただし書の規定により重ねて一般旅券の発給を受けようとする者及び第十三条第一項各号のいずれかに該当する者による申請を除く。）の受理
 - 2 第八条第一項（第十条第四項において準用する場合を含む。）及び第八条第三項の規定による一般旅券の交付
 - 3 第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
 - 4 第十九条第五項の規定による一般旅券の受理並びに同条第六項の規定による一般旅券の消印及び還付
- 五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
- 1 第十七条第一項の規定による猟銃等の製造事業の許可
 - 2 第十八条ただし書の規定による猟銃等の製造の許可
 - 3 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売事業の許可
 - 4 第二十条において準用する第六条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し
 - 5 第二十条において準用する第七条第二項の規定による猟銃等の製造事業者又は販売事業者の地位の継承の届出の受理
 - 6 第二十条において準用する第八条第一項の規定による製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可
 - 7 第二十条において準用する第九条第三項の規定による製造設備又は保管設備の改善の措置命令
 - 8 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による工場又は事業場の移転の許可
 - 9 第二十条において準用する第十三条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の廃止の届出の受理
 - 10 第二十条において準用する第十五条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し又は事業の停止命令
 - 11 第二十四条の規定による猟銃等製造事業者等からの報告の徴収
 - 12 第二十五条第一項の規定による当該職員による製造工場等への立入検査又は質問
 - 13 第二十八条第一項の規定による許可をした旨等の通報

- 六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
 - 1 第六十九条第二項の規定による土地の立入り等に係る損失補償の裁定
 - 2 第七十一条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収
 - 3 第七十二条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の営業所等への立入検査
 - 4 第七十三条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対するガス用品の提出命令
 - 七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
 - 1 第三条第一項の規定による液化石油ガス販売事業の登録
 - 2 第八条（第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による販売所等の変更の届出の受理
 - 3 第十条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理
 - 4 第十三条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者に対する災害の発生防止に関する必要な措置命令
 - 5 第十四条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者に対する書面の交付等の命令
 - 6 第十六条第三項の規定による貯蔵施設等の基準適合命令
 - 7 第十六条の二第二項の規定による供給設備の基準適合命令
 - 8 第十九条第二項の規定による業務主任者の選任等の届出の受理
 - 9 第二十一条第二項の規定による業務主任者の代理者の選任等の届出の受理
 - 10 第二十二条の規定による業務主任者等の解任命令
 - 11 第二十三条の規定による液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理
 - 12 第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し
 - 13 第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し又は当該事業の全部若しくは一部の停止命令
 - 14 第二十九条第一項の規定による保安機関の認定
 - 15 第三十二条第一項の規定による保安機関の認定の更新
 - 16 第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可及び同条第二項の規定による一般消費者等の数の減少の届出の受理
 - 17 第三十四条第三項の規定による保安業務の実施命令等
 - 18 第三十五条第一項の規定による保安業務規程の認可及び同条第三項の規定による保安業務規程の変更命令
 - 19 第三十五条の二の規定による保安機関の基準適合命令
 - 20 第三十五条の三の規定による保安機関の認定の取消し
 - 21 第三十五条の五の規定による消費設備の基準適合命令
 - 22 第三十五条の六第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定

- 23 第三十五条の七の規定による一般消費者等の数の報告の受理
- 24 第三十五条の十の規定による液化石油ガス販売事業者の認定の取消し
- 25 第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可
- 26 第三十七条の二第一項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の変更の許可及び第三十七条の二第二項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設の撤去等の届出の受理
- 27 第三十七条の三第一項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の完成検査及び第三十七条の三第二項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による完成検査結果の報告の受理
- 28 第三十七条の四第一項の規定による充填設備の許可
- 29 第三十七条の五第三項の規定による充填設備の基準適合命令
- 30 第三十七条の六第一項の規定による充填設備の保安検査及び同条第三項の規定による保安検査結果の報告の受理
- 31 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設等の許可の取消し又は使用停止命令
- 32 第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理
- 33 第三十八条の四第四項の規定による命令の違反者に対する液化石油ガス設備士免状の返納命令
- 34 第三十八条の十の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理
- 35 第八十二条の規定による液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収
- 36 第八十三条の規定による当該職員による立入検査、質問又は収去
- 37 第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売事業者に対する液化石油ガス器具等の提出命令
- 38 第八十七条第一項の規定による関係行政機関への通報及び同条第二項の規定による必要な措置の実施
- 八 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第七條の規定による特定工事業業者からの報告の徴収（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）
- 九 徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
 - 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 十 徳島県公舎管理規則第十二条第四項の規定による原状回復又は費用弁償の請求及び減免の決定（徳島県地域連携事務所の管理に属するものに限る。）
- 十一 徳島県行政財産使用料条例第四条ただし書の規定による使用料の納付の時期及び方法についての特例措置の決定
- 十二 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと。

- 1 第三十三条第一項ただし書の規定による使用期間の決定
- 2 第三十四条各号列記以外の部分のただし書の規定による許可条件の一部の省略の決定

- 3 第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可
- 4 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用許可の取消し

十三 徳島県税局、徳島県地域連携事務所、徳島県南部環境保全面、徳島県西部環境保全面、徳島県保健所、徳島県福祉事務所、徳島県農林事務所及び徳島県土整備事務所（以下この項において「関係出先機関」という。）の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理（徳島県地域連携事務所の管理に属するものに限る。）

十四 関係出先機関の庁舎における電気の調達に係る事務の処理（徳島県地域連携事務所の管理に属するもの限り、企画総務部長の専決に係るものを除く。）

別表第二の三徳島県立二十一世紀館長の項第三号中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同表徳島県食肉衛生検査所長の項第一号中「徳島県生活環境関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改め、同項第五号中「食品衛生法」を「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」に改め、同項第七号中「旅館業法等改正法」を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「旅館業法等改正法」という。）」に改め、同項第八号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」を「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）」に、「残部」を「一部」に改め、同項第九号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則」を「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）」に改め、同

財務省

農林水産省

表徳島県立保健製薬環境センター所長の項第二号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県南部環境保全面長及び徳島県西部環境保全面長

- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に関する次のこと。
 - 1 第十五条第一項の規定による燃料使用基準に従うべきことの勧告及び同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきことの命令
 - 2 第十五条の二第一項の規定による燃料使用基準に従うべきことの勧告及び同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきことの命令
 - 3 第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理
 - 4 第十七条の六第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 5 第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理

- 6 第十七条の八の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の

- 変更命令及び揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止命令
- 7 第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出者に対する改善等の命令
- 8 第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 9 第十八条の二第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 10 第十八条の四の規定による基準に従うべきことの命令及び一般粉じん発生施設の使用の一時停止の命令
- 11 第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 12 第十八条の七第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 13 第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更命令及び特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止命令
- 14 第十八条の十一の規定による特定粉じん排出者に対する改善等の命令
- 15 第十八条の十五第六項の規定による解体等工事の調査結果の報告の受理
- 16 第十八条の十七第一項及び第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
- 17 第十八条の十八第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令
- 18 第十八条の二十一の規定による特定粉じん排出等作業の作業基準に従うべきことの命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止の命令
- 19 附則第十項の規定による勧告
- 20 附則第十一項の規定による報告の徴収
- 二 大気汚染防止法に関する次のこと（廃棄物焼却炉に係るものを除く。）。
 - 1 第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
 - 2 第七条第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第九条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第九条の二の規定による指定ばい煙の処理の方法の改善等の命令
 - 6 第十条第二項（第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮
 - 7 第十一条（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
 - 8 第十二条第三項（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
 - 9 第十四条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による指定ばい煙の処理の方法の改善等の命令
 - 10 第十七条第二項の規定による事故時の措置及び同条第三項の規定によるばい煙発生施設又は特定施設の設置者に対する措置命令
 - 11 第十八条の二十八第一項の規定による届出の受理

- 12 第十八条の二十九第一項の規定による届出の受理
- 13 第十八条の三十第一項の規定による届出の受理
- 14 第十八条の三十一の規定による計画の変更又は廃止の命令
- 15 第十八条の三十四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令
- 三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年^{厚生省}通商産業省令第一号）第十条の五第三項の規定による届出年月日の申告の要求
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条の三第七項の規定による管理票交付者からの報告の受理
- 五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）に関する次のこと。
 - 1 第五条の規定による特定施設等の設置の届出の受理
 - 2 第六条の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第七条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第八条の規定による特定施設等の構造等に関する計画の変更命令及び特定施設等の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第八条の二の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 6 第九条第二項の規定による制限期間の短縮
 - 7 第十条の規定による氏名の変更等の届出の受理
 - 8 第十一条第三項の規定による承継の届出の受理
 - 9 第十三条第一項の規定による排出水を排出する者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 10 第十三条の二第一項の規定による改善命令等
 - 11 第十三条の三第一項の規定による改善命令等
 - 12 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告
 - 13 第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受理
 - 14 第十四条の二第一項から第三項までの規定による事故の届出の受理及び同条第四項の規定による応急措置を講ずべきことの命令
 - 15 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化のための措置をとることの命令
 - 16 第十四条の九第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告
 - 17 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定の協力の要求
- 六 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第一百七号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公害防止統括者の届出の受理
 - 2 第六条の二第二項の規定による継承の届出の受理
 - 3 第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令
- 七 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する次のこと。

- 1 第五条第一項本文の規定による浄化槽の設置等の届出の受理
- 2 第十条の二の規定による浄化槽の使用の開始等の報告の受理
- 3 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理
- 4 第十一条の三の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理
- 八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第二項の規定による発注者からの申告の受理
- 九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に関する次のこと（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条第一項の規定により知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）。
 - 1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査、質問若しくは収去及び同条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査若しくは質問
 - 2 第十条の二第一項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理
- 十 徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号）に関する次のこと。
 - 1 第十条第四項の規定による申請の受理、同条第七項の規定による変更の申請の受理及び同条第九項の規定による軽微な変更の届出の受理
 - 2 第十三条の規定による公園事業の休廃止の届出の受理
 - 3 第十四条第二項の規定による同意又は認可が失効した旨の届出の受理
 - 4 第十六条第一項の規定による公園事業に関する報告の徴収又は立入検査若しくは質問
 - 5 第二十一条第五項の規定による既着手の場合の届出の受理、同条第六項の規定による応急措置を講じた旨の届出の受理及び同条第七項の規定による木竹の植栽等の届出の受理
 - 6 第二十三条第一項の規定による利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第二項の規定による申請の受理、同条第四項の規定による立入認定証の交付及び同条第五項の規定による立入認定証の再交付
 - 7 第三十一条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理、同条第四項前段の規定による期間の延長並びに同項後段の規定による期間を延長する旨及びその理由の通知並びに同条第六項の規定による期間の短縮
 - 8 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査（普通地域内に係るものに限る。）
 - 十一 徳島県生活環境関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
 - 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
 - 十二 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）に関する次のこと。
 - 1 第七条（第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む

- 。) の規定による新設等の協議及び当該協議があつた場合の措置の指示
- 2 第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
- 3 第九条第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 4 第十条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 5 第十一条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令
- 6 第十二条第二項の規定による制限期間の短縮
- 7 第十三条(第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等の届出の受理
- 8 第十四条第三項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承継の届出の受理
- 9 第十六条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令等
- 10 第十八条第三項の規定による事故時の必要な措置をとるべきことの命令
- 11 第十九条第一項の規定による粉じん発生施設の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 12 第二十条第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 13 第二十二条の規定による粉じん発生施設を設置している者に対する基準適合命令等
- 14 第三十九条の規定による汚水等排出施設の設置の届出の受理
- 15 第四十条の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 16 第四十一条の規定による汚水等排出施設の構造等の変更の届出の受理
- 17 第四十二条の規定による汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更命令及び汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止命令
- 18 第四十三条第二項の規定による制限期間の短縮
- 19 第四十五条第一項の規定による排出水を排出する者に対する改善命令等
- 20 第四十七条第一項の規定による事故時の措置の概要の届出の受理及び同条第二項の規定による応急措置を講ずべきことの命令
- 21 第四十八条第二項において準用する第十三条の規定による氏名の変更等の届出の受理
- 22 第四十八条第二項において準用する第十四条第三項の規定による承継の届出の受理
- 23 第六十八条の規定による特定事業に係る軽微な変更の届出の受理
- 24 第六十九条の規定による土砂等の搬入の届出の受理
- 25 第七十条の規定による着手報告の受理
- 26 第七十一条の規定による土砂等の量の報告の受理
- 27 第七十二条第一項の規定による水質検査を行うことができないことの認定、同条第二項の規定による水質検査を行うことができないこと又は土壌検査を行う必要がないことの認定及び同条第三項の規定による水質検査又は土壌検査の結果の報告の受理
- 28 第七十九条第一項の規定による報告又は資料の徴収

29 第一百九条第五号の規定による夜間における拡声器の使用の認定

十三 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）第二十一条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査及び同条第二項の規定による職員による食品の提出の要求

別表第二の三徳島県こども女性相談センターの長の項第一号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に改め、同項第三号中「児童福祉法施行規則」を「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）」に改め、同表徳島県精神保健福祉センター所長の項第一号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）」に改め、同表徳島県障がい者相談支援センター所長の項第二号中「身体障害者福祉法施行令」を「身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）」に改め、同表徳島県発達障がい者総合支援センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県保健所の長

一 児童福祉法に関する次のこと。

1 第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付
2 第十九条の五第二項の規定による医療費支給認定の変更の認定（保健福祉部健康寿命推進課長の専決に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による医療受給者証の返還

3 第十九条の十四の規定による医療機関の名称等の変更の届出の受理

4 第十九条の十六第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示の命令、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査

二 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

1 第七条の九第三項の規定による届出書の受理

2 第七条の十四の規定による指定医の氏名等の変更の届出の受理

3 第七条の二十三第一項の規定による医療受給者証の再交付

4 第七条の三十六の規定による業務の休止等の届出の受理

5 第七条の三十七の規定による指定の辞退の申出の受理

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に関する次のこと。

1 第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術者等に対する指示

2 第九条の二第一項の規定による施術所の開設の届出又はその届出事項の変更の届出の受理及び同条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出の受理

3 第九条の三（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の開始、休止、廃止又は再開の届出の受理

4 第九条の四（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による滞在による業務の届出の受理

5 第十条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に

よる報告の要求又は臨検検査

6 第十一条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の使用制限等の命令

7 第十二条の三第一項の規定による業務の停止又は禁止の命令

四 食品衛生法に関する次のこと。

1 第八条第一項の規定による指定成分等含有食品に関する健康被害に係る届出の受理

2 第二十五条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の検査

3 第二十六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の検査を受けるべきことの命令

4 第二十八条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収並びに当該職員による臨検検査及び関係物件の収去

5 第三十条第二項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員による監視指導

6 第四十八条第八項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出の受理

7 第五十五条第一項の規定による食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号に掲げる営業の許可

8 第五十六条第二項（第五十七条第二項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理

9 第五十七条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の届出の受理

10 第五十八条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の自主回収に係る届出の受理

11 第五十九条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な措置命令

12 第六十一条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による施設の整備の改善命令

五 旅館業法等改正法附則第四条第二項の規定による営業の譲渡により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

六 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）に関する次のこと。

1 第七十一条の規定による許可営業者又は届出営業者の氏名等の変更の届出の受理

2 第七十一条の二の規定による許可営業者又は届出営業者の廃業の届出の受理

3 別表第十七の一のロの(3)の規定による食品衛生責任者のための講習会の実施又は認定

七 食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第五条の規定による営業の休止等の届出の受理

八 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）に関する次のこと。

- 1 第十条第二項の規定による業務の停止
- 2 第十一条の規定による理容所の開設等の届出の受理
- 3 第十一条の二の規定による理容所の構造設備の検査
- 4 第十一条の三第二項の規定による開設者の地位の承継の届出の受理
- 5 第十三条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 6 第十四条の規定による理容所の閉鎖命令
- 9 旅館業法等改正法附則第五条第二項の規定による営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査
- 十 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条の規定による業務停止に関する通知
- 十一 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第七条第三項の規定による免許証又は免許証明書の受理
- 十二 理容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十八号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項及び第二項の規定による届出の受理
 - 2 第七条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 十三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に関する次のこと。
 - 1 第十条第一項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可及び同条第二項の規定による墓地の区域等の変更又は廃止の許可
 - 2 第十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの必要な報告の徴収
 - 3 第十九条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに経営の許可の取消し
 - 十四 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による臨時の予防接種の実施（結核の予防接種に限る。）
 - 十五 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第一項の規定による興行場の営業の許可
 - 2 第五条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査
 - 3 第六条の規定による興行場の営業の許可の取消し又は営業の停止命令
 - 十六 旅館業法等改正法附則第六条第二項の規定による興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査
 - 十七 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項の規定による旅館業の許可及び同条第四項の規定による施設の長の意見聴取
 - 2 第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定による営業者の地位の承継の承認
 - 3 第七条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問及び同条第二項の規定による旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者からの必要な報告の徴収又

は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問

4 第七条の二第一項の規定による旅館業の施設の構造設備を基準に適合させるための必要な措置命令、同条第二項の規定による公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令及び同条第三項の規定による旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令

十八 旅館業法等改正法附則第三条第一項の規定による旅館業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

十九 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第四条の規定による変更等の届出の受理

二十 旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）に関する次のこと。

1 第十三条の規定による旅館業の再開の届出の受理

2 第十四条の規定による承継者がいない場合の届出の受理

二十一 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百二十九号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可

2 第四条ただし書の規定による療養のための使用の許可

3 第六条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査

4 第七条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可の取消し又は営業の停止命令
二十二 旅館業法等改正法附則第七条第二項の規定による浴場業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

二十三 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）に関する次のこと。

1 第二条第二項ただし書の規定による死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可

2 第三条第二項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による構造設備等の変更の届出の受理

3 第六条第一項（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置者又は管理者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査

4 第六条の二（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備等に係る措置命令

5 第九条第一項の規定による区域の指定及び動物の飼養又は収容の許可並びに同条第四項の規定による動物の飼養又は収容の届出の受理

二十四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関する次のこと。

1 第五条第二項の規定による必要な報告の徴収又は帳簿書類の提出命令

2 第七条第一項の規定による病院等の開設の許可、同条第二項の規定による病院等の病床数等の変更の許可及び同条第三項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可

3 第八条第一項の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理及び同条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理

4 第八条の二第二項の規定による病院等の休止又は再開の届出の受理

- 5 第九条第一項の規定による病院等の廃止の届出の受理及び同条第二項の規定による病院等の開設者又は設置者の死亡又は失踪の届出の受理
- 6 第十二条第一項ただし書の規定による病院等の管理者の選任の許可及び同条第二項の規定による病院等の管理の兼任の許可
- 7 第十五条第三項の規定による診療の用に供するエックス線装置の届出の受理
- 8 第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可
- 9 第十八条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可
- 10 第二十三条の二の規定による人員の増員又は業務停止の命令
- 11 第二十四条第一項の規定による病院等の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- 12 第二十五条第一項の規定による病院等の開設者若しくは管理者若しくは設置者からの報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第二項の規定による物件の提出命令又は当該職員による立入検査
- 13 第二十七条の規定による病院等の構造設備の検査及び使用の許可
- 14 第二十八条の規定による診療所又は助産所の管理者の変更命令
- 15 第二十九条第一項の規定による診療所若しくは助産所の開設許可の取消し又は診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の閉鎖命令及び同条第二項の規定による診療所又は助産所の開設許可の取消し
- 二十五 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第一項の規定による当該職員による立入検査の立会人の指定申請
 - 2 第四条第一項の規定による病院等の開設者の住所等の変更の届出の受理、同条第二項の規定による診療所の病床数等の変更の届出の受理、同条第三項の規定による診療所又は助産所の開設の届出事項の変更の届出の受理及び同条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出事項の変更の届出の受理
 - 3 第四条の二第一項の規定による病院等の開設の届出の受理及び同条第二項の規定による病院等の開設の届出事項の変更の届出の受理
 - 二十六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第二十七条第一項及び第二項の規定による精神保健指定医の診察の決定並びに同条第三項の規定による診察に立ち合わせる職員の指定
 - 2 第二十八条第一項の規定による診察の通知
 - 3 第二十九条第一項の規定による入院措置の決定
 - 4 第二十九条の二第一項の規定による緊急入院措置の決定及び同条第二項の規定による入院措置の決定
 - 5 第二十九条の二の二の規定による入院措置に係る病院への移送
 - 6 第二十九条の四の規定による入院措置の解除の決定
 - 7 第三十一条第一項の規定による精神障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収の決定及び同条第二項の規定による報告の徴収又は書類の閲覧若しくは資料の提供の要求
 - 8 第三十四条第一項から第三項までの規定による精神保健指定医の診察の決定及び移送の決定

9 第四十条の規定による仮退院の許可

二十七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）第三条第二項の規定による入院費用の減免の決定

二十八 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に関する次のこと。

- 1 第五条の規定によるクリーニング所の開設等の届出の受理
- 2 第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査
- 3 第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受理
- 4 第九条の規定による業務の停止
- 5 第十条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 6 第十条の二の規定による第三条、第三条の二第二項又は第四条の規定を守らせるための必要な措置命令
- 7 第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖等の命令

二十九 旅館業法等改正法附則第八条第二項の規定による営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

三十 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による販売業の登録及び同条第三項の規定による販売業の登録の更新
- 2 第七条第三項の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者の届出の受理

- 3 第十条第一項の規定による販売業の登録に係る変更又は廃止の届出の受理
- 4 第二十一条第一項の規定による販売業の登録が失効した場合の届出の受理

三十一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十八条第二項の規定による照射録の検査

三十二 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）に関する次のこと。

- 1 第六条第三項の規定による歯科技工士の氏名等の届出の受理
- 2 第二十一条第一項の規定による歯科技工所の開設の届出の受理及び届出事項の変更の届出の受理並びに同条第二項の規定による歯科技工所の休止、廃止又は再開の届出の受理
- 3 第二十四条の規定による歯科技工所の構造設備の改善命令
- 4 第二十五条の規定による歯科技工所の使用の禁止命令
- 5 第二十六条第一項第四号の規定による広告事項の許可
- 6 第二十七条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

三十三 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）に関する次のこと。

- 1 第十条第二項の規定による業務の停止
- 2 第十一条の規定による美容所の開設等の届出の受理
- 3 第十二条の規定による美容所の構造設備の検査
- 4 第十二条の二第二項の規定による開設者の地位の承継の届出の受理
- 5 第十四条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 6 第十五条の規定による美容所の閉鎖命令

三十四 旅館業法等改正法附則第九条第二項の規定による営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

三十五 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第五条の規定による業務停止に関する通知

三十六 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第七条第三項の規定による免許証又は免許証明書の受理

三十七 美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第五条第一項及び第二項の規定による届出の受理

2 第七条第一項の規定による当該職員による立入検査

三十八 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に関する次のこと。

1 第十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による給水開始前の届出の受理

2 第十四条第五項の規定による料金の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による供給条件の変更の認可

3 第三十六条第一項の規定による改善の指示、同条第二項の規定による水道技術管理者の変更の勧告及び同条第三項の規定による簡易専用水道の設置者に対する措置の指示

4 第三十七条の規定による給水停止命令

5 第三十八条第一項の規定による供給条件の変更認可申請命令及び同条第二項の規定による供給条件の変更

6 第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査

三十九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関する次のこと。

1 第二十条の三第一項の規定による衛生検査所の登録

2 第二十条の四第一項の規定による衛生検査所の登録の変更並びに同条第三項及び第四項の規定による衛生検査所の廃止等の届出の受理

3 第二十条の五第一項の規定による衛生検査所の開設者に対する報告の命令及び当該職員による立入検査

4 第二十条の六の規定による衛生検査所の開設者に対する指示

5 第二十条の七の規定による登録の取消し及び業務の停止命令

四十 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十一条第二号の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査（徳島県阿南保健所長及び徳島県美馬保健所長に限る。）

四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による薬局の開設の許可及び同条第四項の規定による許可の更新

2 第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定及び同条第四項の規定による認定の更新

3 第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及び同条第五項の規定による認定の更新

- 4 第七条第四項ただし書（第十七条第八項、第二十三条の二の第十四第十三項及び第六十八条の十六第二項において準用する第七条第四項に規定する権限に属する事務を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第一項第四号、第二項第四号又は第三項第五号の規定により都道府県知事が行うこととされる場合を除く。）の規定による兼務の許可
- 5 第十条第一項の規定による薬局の休廃止等の届出の受理及び同条第二項の規定による薬局の名称等の変更の届出の受理
- 6 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新（配置販売業及び卸売販売業に係るものを除く。）
- 7 第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可
- 8 第二十八条第四項ただし書の規定による兼務の許可
- 9 第三十八条第一項において準用する第十条第一項の規定による店舗販売業の休廃止等の届出の受理及び第三十八条第一項において準用する第十条第二項の規定による店舗販売業の名称等の変更の届出の受理
- 10 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及び同条第六項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新
- 11 第三十九条の二第二項ただし書の規定による兼務の許可
- 12 第三十九条の三第一項本文の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理
- 13 第四十条第一項及び第二項において準用する第十条第一項の規定による高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理
- 四十二 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十四条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができることとされる特例販売業者に対する薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五百十九条の規定による販売指定品目の変更又は追加の指定
- 四十三 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に関する次のこと。
 - 1 第十八条第一項の規定による柔道整復師に対する指示
 - 2 第十九条第一項の規定による施術所の開設又はその届出事項の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出の受理
 - 3 第二十一条第一項の規定による報告の要求又は施術所への立入検査
 - 4 第二十二条の規定による施術所の使用制限等の命令
- 四十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の届出の受理及び同条第三項の規定による届出事項の変更等の届出の受理
 - 2 第十一条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問
 - 3 第十二条の規定による特定建築物の維持管理について権原を有する者に対する

改善命令等

- 4 第十二条の二第一項の規定による登録
- 5 第十二条の四の規定による登録の取消し
- 6 第十二条の五第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問
- 7 第十三条第二項の規定による国又は地方公共団体の機関の長等に対する必要な説明又は資料の提出の要求及び同条第三項ただし書の規定による国又は地方公共団体の機関の長等に対する通知及び措置の勧告
- 四十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三第七項の規定による管理票交付者からの報告の受理（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）
- 四十六 水質汚濁防止法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
 - 1 第五条の規定による特定施設等の設置の届出の受理
 - 2 第六条の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第七条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第八条の規定による特定施設等の構造等に関する計画の変更命令及び特定施設等の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第八条の二の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 6 第九条第二項の規定による制限期間の短縮
 - 7 第十条の規定による氏名の変更等の届出の受理
 - 8 第十一条第三項の規定による承継の届出の受理
 - 9 第十三条第一項の規定による排水を排出する者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 10 第十三条の二第一項の規定による改善命令等
 - 11 第十三条の三第一項の規定による改善命令等
 - 12 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告
 - 13 第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受理
 - 14 第十四条の二第一項から第三項までの規定による事故の届出の受理及び同条第四項の規定による応急措置を講ずべきことの命令
 - 15 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化のための措置をとることの命令
 - 16 第十四条の九第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告
 - 17 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定の協力の要求
- 四十七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十四条第一項の規定による市町村の事業及び財産の状況に関する報告の徴収又は当該職員による実地の検査（徳島県阿南保健所長及び徳島県美馬保健所長に限る。）
- 四十八 浄化槽法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。

- 1 第五条第一項本文の規定による浄化槽の設置等の届出の受理
- 2 第十条の二の規定による浄化槽の使用の開始等の報告の受理
- 3 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理
- 4 第十一条の三の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理
- 四十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第七条の規定による健康診断（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第九条第三項各号に掲げる検査に限る。）の実施
- 五十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第十四条第二項の規定による指定届出機関の管理者からの届出の受理及び同条第八項の規定による医師に対する届出の要求
 - 2 第十五条第一項の規定による当該職員による質問又は調査、同条第三項の規定による当該職員による要求、同条第八項の規定による命令、同条第十項の規定による通知及び同条第十一項の規定による書面の交付
 - 3 第十五条の二第一項の規定による当該職員による質問又は調査
 - 4 第十五条の三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問、同条第二項の規定による報告及び当該職員による質問又は調査並びに同条第七項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定による当該職員による質問又は調査及び同条第三項の規定による情報の公表、同条第二項の規定による協力の要請及び同条第三項の規定による情報の提供（輕易なものに限る。）
 - 5 第十六条第一項の規定による情報の公表、同条第二項の規定による協力の要請及び同条第三項の規定による情報の提供（輕易なものに限る。）
 - 6 第十六条の三第一項の規定による報告、同条第三項の規定による当該職員による採取、同条第五項（第二十三条及び第四十四条の十一第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第十六条の三第六項（第二十三条及び第四十四条の十一第九項において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付
 - 7 第十七条第一項の規定による健康診断の報告及び同条第二項の規定による健康診断の実施
 - 8 第十八条第一項の規定による就業制限に係る通知、同条第三項の規定による確認の請求の受理、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による意見の聴取及び同条第六項の規定による報告
 - 9 第十九条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の報告、第十九条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の措置、第十九条第五項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院している患者の転院の措置及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告又は入院措置の報告
 - 10 第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の報告、第二十条第二項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の措置、第二十条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院している患者の転院の措置、第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による患者の転院の措置、第二十条第五項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長、第二十条第六項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第二十

- 11 条第六項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による職員
の指定及び意見の聴取の通知並びに第二十条第八項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による聴取書の受理
- 12 第二十一条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院
する患者の移送
- 13 第二十二条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による
入院している患者の退院の措置、第二十二條第二項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による病院又は診療所の
管理者からの通知の受理、第二十二條第三項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による退院の請求の受理
及び第二十二條第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）
の規定による確認
- 14 第二十四条の二第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に
よる苦情の申出の受理、第二十四条の二第二項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による苦情の内容を聴取する
職員の指定及び第二十四条の二第三項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による処理の結果の通知
- 15 第二十六条の三第一項の規定による命令及び同条第三項の規定による当該職員
による収去
- 16 第二十六条の四第一項の規定による命令及び同条第三項の規定による当該職員
による採取
- 17 第二十七条第一項の規定による消毒の命令及び同条第二項の規定による市町村
に対する消毒の指示又は当該職員による消毒
- 18 第二十八条第一項の規定による区域の指定及びねずみ族、昆虫等の駆除の命令
並びに同条第二項の規定による市町村に対する駆除の指示又は当該職員による駆
除
- 19 第二十九条第一項の規定による物件の所有者に対する措置の命令及び同条第二
項の規定による市町村に対する消毒の指示又は当該職員による必要な措置
- 20 第三十条第一項の規定による死体の移動の制限又は禁止及び同条第二項ただし
書の規定による死体の埋葬の許可
- 21 第三十一条第一項の規定による水の使用又は給水の制限又は禁止の命令
- 22 第三十五条第一項の規定による当該職員による質問又は調査
- 23 第三十六条第一項本文の規定による書面による通知及び同条第二項の規定によ
る書面の交付
- 24 第三十七条第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定並びに同条第二
項（第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を
含む。）及び第三項の規定による医療費の全部又は一部を負担しないことの決定
- 25 第三十七条の二第一項の規定による結核患者が医療を受けるために必要な費用
の負担の決定及び同条第三項の規定による意見の聴取
- 26 第四十二条第一項の規定による療養費の支給の決定
- 27 第四十四条の三第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び協力の要請

27 第四十四条の三の二第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定

28 第四十四条の三の三第一項の規定による療養費の支給の決定

29 第四十四条の三の五第三項の規定による検体等の受領

30 第四十四条の三の六の規定による届出の受理

31 第四十四条の十一第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による当該職員による採取

32 第四十六条第一項の規定による入院の勧告、同条第二項の規定による入院の措置、同条第三項の規定による入院している患者の転院の措置、同条第四項の規定による入院の期間の延長、同条第五項の規定による職員の指定及び意見の聴取の通知並びに同条第七項の規定による聴取書の受理

33 第五十条の二第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び協力の要請

34 第五十条の三第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定

35 第五十条の四第一項の規定による療養費の支給の決定

36 第五十条の六第三項の規定による検体等の受領

37 第五十条の七の規定による届出の受理

五十一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）に関する次のこと。

1 第二十条の規定による特定給食施設の設置等の届出の受理

2 第二十二條の規定による特定給食施設の設置者に対する指導及び助言

3 第二十四条第一項の規定による特定給食施設の設置者等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問

4 第二十九条第二項の規定による喫煙の中止又は特定施設等の喫煙禁止場所からの退出の命令

5 第三十一条の規定による指導及び助言

6 第三十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

7 第六十一条第一項（第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特別用途食品等の検査及び収去

五十二 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）に関する次のこと。

1 附則第二条第五項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

2 附則第三条第三項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

五十三 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条第六項から第八項までの規定による届出の受理

五十四 健康増進法施行条例（平成十五年徳島県条例第十一号）第二条の規定による給食施設の設置等の届出の受理

五十五 食品表示法に関する次のこと（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）。

- 1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査、質問若しくは収去
 - 2 第十条の二第二項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理
- 五十六 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に関する次のこと。
- 1 第三条第一項、第四項及び第六項の規定による届出の受理
 - 2 第十四条の規定による報告の受理
- 五十七 住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年 厚生労働省令第二号）第四条第七項の規定による届出番号の通知
- 五十八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。）。
- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
 - 2 第十七条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による改善の要求
 - 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し
- 五十九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。）。
- 1 第十八条第一項の規定による審査
 - 2 第二十一条第一項の規定による審査
- 六十 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十九号）に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による使用料及び手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による使用料及び手数料の全部又は一部の減免
- 六十一 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
- 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 六十二 徳島県生活環境関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
- 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 六十三 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
- 1 第三十九条の規定による汚水等排出施設の設置の届出の受理
 - 2 第四十条の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第四十一条の規定による汚水等排出施設の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第四十二条の規定による汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更命令及び汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第四十三条第二項の規定による制限期間の短縮
 - 6 第四十八条第二項において準用する第十三条の規定による氏名の変更等の届出

の受理

7 第四十八条第二項において準用する第十四条第三項の規定による承継の届出の受理

六十四 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）に関する次のこと。

1 第十三条第一項の規定による自主回収に着手した旨の報告の受理

2 第十四条第二項の規定による自主回収を終了した旨の報告の受理

六十五 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定によるふぐ卸売業の届出の受理

2 第十七条第一項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるふぐ卸売業届出済証の交付等

3 第十八条第一項の規定によるふぐ卸売業届出済証の記載事項の変更の届出の受理、同条第二項の規定によるふぐ卸売業届出済証の亡失又は毀損の届出の受理及び同条第五項の規定によるふぐ卸売業届出済証の返納の受理

4 第十九条の規定によるふぐ卸売業の廃業等の届出の受理及びふぐ卸売業届出済証の返納の受理

5 第二十条第一項の規定による報告の徴収又は食品衛生監視員による立入検査等六十六 実習生の受入れの承認

六十七 シアン化合物含有豆類使用製あん業者の承認

六十八 次に掲げる事業の実施に伴う事務の処理

1 乳幼児等はぐくみ医療費助成事業

2 健康増進事業（国費に係るものを除く。）

六十九 徳島県行政財産使用料条例第四条ただし書の規定による使用料の納付の時期及び方法についての特例措置の決定（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）

七十 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）。

1 第三十三条第一項ただし書の規定による使用期間の決定

2 第三十四条各号列記以外の部分のただし書の規定による許可条件の一部の省略の決定

3 第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可

4 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用許可の取消し

七十一 徳島県保健所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理（徳島県保健所の管理に属するものに限る。）

七十二 徳島県保健所の庁舎における電気の調達に係る事務の処理（企画総務部長の専決に係るものを除く。）

七十三 前各号に掲げるもののほか、徳島県動物愛護管理センター所長の項に掲げる事項（同項第五号の8及び23に掲げるものを除く。）（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）

徳島県福祉事務所の長

一 児童福祉法に関する次のこと。

- 1 第二十二条の規定による助産の実施
- 2 第二十三条の規定による母子保護の実施
- 3 第三十一条第一項の規定による母子生活支援施設の入所児童の在所期間の延長
- 4 第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する保育所に関する一般指導監査の際に併せて行うものに限る。）及び同条第三項の規定による措置命令（当該報告の徴収又は質問若しくは立入検査により第三十四条の十三に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合に限る。）

- 5 第三十五条第三項の規定による児童厚生施設の設置の届出の受理及び同条第十一項の規定による児童厚生施設の廃止又は休止の届出の受理
- 6 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する母子生活支援施設及び保育所に関する一般指導監査に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による改善の勧告又は命令（市町村の設置する母子生活支援施設及び保育所に関する一般指導監査に係るものに限る。）

- 7 第五十六条第二項の規定による本人又は扶養義務者からの費用の徴収（第五十条第六号の二に規定する費用に係るものに限る。）

二 身体障害者福祉法施行令第十条第一項の規定による身体障害者手帳の再交付（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係るものに限る。）

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関する次のこと。

- 1 第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による申請による保護の開始及び変更の決定並びに同条第八項の規定による通知
- 2 第二十五条の規定による職権による保護の開始及び変更の決定
- 3 第二十六条の規定による保護の停止及び廃止の決定
- 4 第二十七条第一項の規定による被保護者に対する指導及び指示
- 5 第二十七条の二の規定による要保護者からの相談及び要保護者に対する助言
- 6 第二十八条第一項の規定による報告の徴収若しくは当該職員による立入調査又は要保護者に対する検診命令、同条第二項の規定による報告の徴収及び同条第五項の規定による保護の開始等の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止の決定

- 7 第三十条から第三十七条の二までの規定による保護の方法の決定

- 8 第四十条第二項の規定による保護施設の設置の届出の受理

- 9 第四十四条第一項の規定による報告の命令又は当該職員による立入検査（公立施設に係るものに限る。）

- 10 第四十五条第一項の規定による保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令（公立施設に係るものに限る。）

- 11 第四十六条第二項の規定による管理規程の届出の受理（公立施設に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による管理規程の変更命令（公立施設に係るもの

に限る。)

12 第四十八条第三項の規定による指導の制限又は禁止（公立施設に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による施設を利用する被保護者についての保護の変更等の届出の受理

13 第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給

14 第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給

15 第五十五条の六の規定による報告の徴収

16 第六十二条第三項の規定による保護の変更、停止又は廃止の決定及び同条第四項の規定による弁明の機会の付与

17 第六十三条の規定による保護費用の返還額の決定

18 第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分

19 第七十六条の二の規定による損害賠償の請求

20 第七十七条第一項の規定による扶養義務者からの費用の徴収及び同条第二項の規定による扶養義務者の負担すべき額についての家庭裁判所への申立て

21 第七十七条の二第一項の規定による保護を受けた者からの徴収金の徴収

22 第七十八条第一項から第三項までの規定による不正受給者等からの徴収金の徴収

23 第七十八条の二第一項及び第二項の規定による被保護者からの徴収金の徴収

24 第八十条の規定による保護金品の返還の免除の決定

25 第八十一条の規定による後見人選任の請求

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関する次のこと（市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）。

1 第三十一条第一項の規定による定款の認可

2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 第四十五条の九第五項の規定による許可

5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可及び同条第四項の規定による定款変更の届出の受理

6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定及び同条第三項の規定による解散の届出の受理

7 第四十六条の六第四項及び第五項の規定による届出の受理

8 第四十七条の五の規定による清算終了の届出の受理

9 第五十条第三項の規定による認可

10 第五十四条の六第二項の規定による認可

11 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供
その他必要な協力の要請

12 第五十五条の三第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による届出の受

理

- 13 第五十五条の四の規定による承認
- 14 第五十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項の規定による措置命令、同条第七項の規定による業務停止命令又は役員了解職勧告、同条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知

15 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

16 第五十九条の規定による届出の受理

17 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による児童扶養手当の支給

2 第六条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定

3 第八条の規定による手当の額の改定

4 第十二条第二項の規定による手当を返還させることの決定

5 第十四条の規定による手当の支給の停止

6 第十五条の規定による手当の支払の一時差止め

7 第十六条の規定による未支払手当の支払の決定

8 第二十三条の規定による不正利得の徴収

9 第二十八条の規定による届出等の受理

10 第二十九条第一項の規定による書類その他の物件の提出命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による医師の診断を受けるべきことの命令又は当該職員による診断の実施

11 第三十条の規定による書類の閲覧若しくは資料の提供の要求又は関係人からの報告の徴収

六 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）に関する次のこと。

1 第十五条第二項の規定による報告の受理

2 第十六条の規定による児童扶養手当証書の交付

3 第十八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による児童扶養手当証書の返付又は交付及び同条第三項の規定による児童扶養手当証書の提出命令

4 第十九条第一項の規定による児童扶養手当証書の訂正及び返付

5 第二十条第一項の規定による児童扶養手当証書の再交付

6 第二十一条第一項の規定による児童扶養手当証書の返付又は交付及び同条第五項の規定による児童扶養手当証書の提出命令

7 第二十二条第一項（第二十四条の二において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知及び第二十二条第二項の規定による児童扶養手当証書の提出命令

8 第二十四条の規定による報告の受理

- 9 第二十六条第二項の規定による診断書の省略の決定、同条第四項の規定による書類の省略の決定又はこれに代わるべき他の書類の提出の要求及び同条第七項の規定による書類等の省略の決定
- 10 第二十七条の規定による經由の省略の決定
- 7 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は当該職員による関係者に対する質問若しくは立入検査（市町村の事業及び市町村の設立する老人ホームに対する一般指導監査に係るものに限る。）
- 八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理の決定
- 九 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の規定による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還に係る事務の処理
- 十 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の一時償還の請求の決定
 - 2 第十九条第一項（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の償還金の支払猶予の決定
- 十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関する次のこと。
 - 1 第五条（第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支給資格及び手当の額の認定
 - 2 第九条第二項の規定による手当を返還させることの決定
 - 3 第十一条（第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支給の停止
 - 4 第十二条（第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支払の一時差止め
 - 5 第十三条の規定による未支払手当の支払の決定
 - 6 第十六条において準用する児童扶養手当法第八条の規定による手当の額の改定
 - 7 第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条の規定による不正利得の徴収
 - 8 第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支給資格の認定
 - 9 第二十二条第二項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当を返還させることの決定
 - 10 第二十四条第一項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収
 - 11 第三十五条の規定による届出等の受理
 - 12 第三十六条第一項の規定による書類その他の物件の提出命令及び当該職員によ

る質問並びに同条第二項の規定による医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことの命令又は当該職員による診断の実施

13 第三十七条の規定による書類の閲覧若しくは資料の提供の要求又は関係者からの報告の徴収

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）に関する次のこと。

1 第九条第一項の規定による特別児童扶養手当受給証明書の交付

2 第二十四条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知

3 第二十八条第一項の規定による診断書等の省略の決定、同条第三項の規定による書類等の省略の決定又はこれに代わるべき他の書類等の提出の要求及び同条第五項の規定による書類等の省略の決定

4 第二十九条の規定による経由の省略の決定

十三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法に関する次のこと。

1 第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による申請による支援給付の開始及び変更の決定並びに同条第八項の規定による通知

2 第二十五条の規定による職権による支援給付の開始及び変更の決定

3 第二十六条の規定による支援給付の停止及び廃止の決定

4 第二十七条第一項の規定による被支援者に対する指導及び指示

5 第二十七条の二の規定による要支援者からの相談及び要支援者に対する助言

6 第二十八条第一項の規定による報告の徴収若しくは当該職員による立入調査又は要支援者に対する検診命令、同条第二項の規定による報告の徴収及び同条第五項の規定による支援給付の開始等の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止の決定

7 第三十条から第三十七条の二までの規定による支援給付の方法の決定

8 第四十条第二項の規定による保護施設の設置の届出の受理

9 第四十四条第一項の規定による報告の命令又は当該職員による立入検査（公立施設に係るものに限る。）

10 第四十五条第一項の規定による保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令（公立施設に係るものに限る。）

11 第四十六条第二項の規定による管理規程の届出の受理（公立施設に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による管理規程の変更命令（公立施設に係るものに限る。）

12 第四十八条第三項の規定による指導の制限又は禁止（公立施設に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による施設を利用する被支援者についての支援給付の変更等の届出の受理

13 第六十二条第三項の規定による支援給付の変更、停止又は廃止の決定及び同条第四項の規定による弁明の機会の付与

- 14 第六十三条の規定による支援給付費用の返還額の決定
- 15 第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分
- 16 第七十六条の二の規定による損害賠償の請求
- 17 第七十七条第一項の規定による扶養義務者からの費用の徴収及び同条第二項の規定による扶養義務者の負担すべき額についての家庭裁判所への申立て
- 18 第七十八条第一項及び第二項の規定による不正受給者等からの徴収金の徴収
- 19 第七十八条の二第一項の規定による被支援者からの徴収金の徴収
- 20 第八十条の規定による支援給付金品の返還の免除の決定
- 21 第八十一条の規定による後見人選任の請求
- 十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に関する次のこと。
 - 1 第二十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による報告の命令又は当該職員による質問（市町村の実施に係るもの又は公立の指定介護老人福祉施設に係るものに限る。）
 - 2 第七十六条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭要求又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の実施に係るものに限る。）
 - 3 第九十条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭要求又は当該職員による質問若しくは立入検査（公立施設に係るものに限る。）
 - 4 第一百五十五条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭要求又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の実施に係るものに限る。）
 - 5 第九十七条第一項の規定による市町村に対する報告の徴収
- 十五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。
 - 1 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）
 - 2 第二十条の規定による改善の勧告又は命令（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）
 - 十六 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関する次のこと。
 - 1 第六条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給
 - 2 第十八条第一項の規定による不正利得の徴収
 - 3 第二十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問
 - 4 第二十二条第一項の規定による文書の閲覧若しくは資料の提供の要求又は報告の徴収並びに同条第二項及び第三項の規定による報告の徴収
 - 十七 生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号ハの規定による認定

- 2 第六条第二号の規定による認定
 - 3 第七条ただし書の規定による生活困窮者居住支援事業の期間の特例の決定
 - 4 第十二条第一項ただし書の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の特例の決定及び同条第二項後段の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の決定
 - 5 第十四条第一項の規定による就労支援の実施及び同条第二項の規定による指示
 - 18 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則（昭和三十六年徳島県規則第十九号）第三条ただし書の規定による繰替費用の種目又は限度額の承認
 - 19 戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金国庫債券、戦没者の父母等に対する特別給付金国庫債券、戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券及び引揚者特別交付金国庫債券の買上げ償還に係る被保護者等であることを証明書の発行
 - 20 知的障害者及び知的障害のある児童に対する療育手帳の交付又は返還に関する事務の処理
 - 21 母子世帯小口資金貸付金に係る事務の処理
 - 22 国庫負担並びに県の負担及び補助に係る市町村の行う身体障害者福祉及び知的障害者福祉の自立支援給付費並びに児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに経過措置による福祉手当の支給事務の指導監査
 - 23 次に掲げる事業の実施に伴う事務の処理
 - 1 障がい児等療育支援事業
 - 2 重度身体障がい者住宅改造助成事業
 - 3 重度心身障がい者医療費助成事業
 - 4 心身障がい児（者）等在宅介護等支援事業
 - 5 徳島県長寿社会づくり支援費補助事業
 - 6 軽費老人ホーム事務費補助金交付事業
 - 7 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付事業
 - 8 ひとり親家庭等医療費助成事業
 - 9 産休等代替職員費補助金交付事業
- 徳島県東京本部長、徳島県東海本部長及び徳島県関西本部長
- 一 物産の販売及び購入のあつせん
 - 二 観光のあつせん
 - 三 物産の陳列展示品の決定
 - 四 需用費のうち食糧費（賄材料費に係るものを除く。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為
 - 五 使用料及び賃借料についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為（当該出先機関の事務所及び公舎に係るものに限る。）
- 六 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと。
 - 1 第三十七条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）

の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等

2 第三十八条第三項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付け等の期間の更新

3 第四十条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約内容の一部の省略の決定

4 第四十一条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約の担保又は連帯保証人の免除の決定

5 第四十二条第二項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）において準用する徳島県行政財産使用料条例第七条第二号の規定による延滞金の額の算定についての特例措置の決定

6 第四十三条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付目的等の変更の承認

7 第四十四条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付契約等の解除又は使用許可の取消し

8 第四十五条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の返還に関する事務の処理

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第十号中「（昭和三十六年政令第十一号）を削り、同項第十四号中「徳島県農林水産関係手数料条例」を「徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第一号中1から3までを削り、4を1とし、5から11までを3ずつ繰り上げ、同項第二号中1及び2を削り、3を1とし、4から11までを2ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

徳島県農林事務所の長

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に関する次のこと（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）。

1 第七十二条の二十二の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任

2 第七十二条の二十四第三号の規定による報告の受理

3 第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項及び第七十二条の三十五第三項の規定による届出の受理

4 第七十二条の四十三第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述及び裁判所からの調査の受託並びに同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述

5 第七十二条の四十四の規定による届出の受理

6 第七十三条の十の規定による届出の受理

7 第九十三条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出命令

8 第九十四条第二項の規定による業務又は会計の状況の検査

- 9 第九十五条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令又は役員の変更命令
- 10 第九十五条の二の規定による解散命令
- 二 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第十四条第四項の規定による登記の嘱託（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）
- 三 農業協同組合法施行細則（昭和五十四年徳島県規則第二十六号）の規定に基づく報告の受理（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）
- 四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第六項（第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地（農林水産省所管に係る国有財産及び県有財産に係るものに限る。）を一定の地域に含めることの承認
 - 2 第六条第三項の規定による農用地造成事業等に係る農用地外資格者の同意に関するあつせん及び調停
 - 3 第七条第五項（第四十八条第九項、第五十二条第九項（第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項、第九十五条の二第三項、第九十六条の二第七項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画等の策定に対する援助
 - 4 第八条第一項（第四十八条第九項、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画等の適否の決定及びその通知
 - 5 第九条第二項（第四十八条第九項、第五十二条の三第二項（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定及び第九条第四項（第四十八条第九項、第五十二条の三第二項（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の設立等の認可申請の却下
 - 6 第十条第一項（第四十八条第九項、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の設立等の認可
 - 7 第十八条第十八項（第六十八条第四項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の役員就任等の届出の受理
 - 8 第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の受理
 - 9 第三十条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の定款変更の認可
 - 10 第三十六条第九項の規定による土地改良区の組合員以外の者に対する賦課徴収

の認可

- 11 第三十九条第五項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による賦課金等の滞納処分の認可
- 12 第四十一条第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による債権者からの異議の申出に対する決定
- 13 第四十七条第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事に必要な援助
- 14 第四十九条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可
- 15 第五十二条第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の認可
- 16 第五十二条の二第一項（第五十三条の四第二項、第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の適否の決定及びその通知並びに第五十二条の二第三項（第五十三条の四第二項、第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による関係農業委員会の意見の聴取
- 17 第五十三条の四第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の変更の認可
- 18 第五十四条第三項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の届出の受理及び第五十四条第五項（第八十四条、第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による登記所への通知
- 19 第五十四条の二第七項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による従前の権利を有する者の意見の聴取
- 20 第五十六条第二項後段（第八十四条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良施設の管理の方法等の協議に係る承認及び第五十六条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による第五十六条第一項の協議不能の場合の裁定
- 21 第五十七条の二第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の認可及び第五十七条の二第三項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の変更等の認可
- 22 第五十七条の四第一項（第五十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業の認可等
- 23 第六十七条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の解散の認可
- 24 第七十条の二第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務調査の囑託を受けることとの決定等及び第七十条の二第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による裁判所への意見の陳述
- 25 第七十一条の二（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による清

- 算結了の届出の受理
- 26 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項の規定による財産処分の方法等の認可及び第七十一条の規定による決算報告の認可
- 27 第七十二条第二項の規定による土地改良区の合併の認可
- 28 第七十六条の五第一項の規定による一般社団法人への組織変更の認可
- 29 第七十六条の十三第一項の規定による認可地縁団体への組織変更の認可、同条第二項の規定による市町村長の同意の取得及び同条第三項の規定による市町村長への通知
- 30 第七十七条第二項の規定による土地改良区連合の設立の認可
- 31 第八十一条の規定による所属土地改良区の増減の認可
- 32 第八十三条の二第二項の規定による土地改良区連合の解散の認可及び同条第三項の規定による土地改良区の権利義務の承継の認可
- 33 第八十五条第一項の規定による土地改良事業に参加する資格を有する者の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 34 第八十五条の二第一項の規定による市町村の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 35 第八十五条の三第一項及び第六項の規定による土地改良区の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 36 第八十五条の四第一項の規定による地方公共団体等の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 37 第八十八条第六項及び第十八項において準用する第五条第六項の規定による国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を一定の地域に含めることの申請
- 38 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定及び使用収益の停止並びに同条第七項の規定による仮清算金が支払われた土地の使用収益の停止
- 39 第九十四条の六の規定による土地改良財産（米津干拓堤防に限る。）の管理（徳島県徳島農林事務所長に限る。）
- 40 第九十五条の二第一項の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の計画の変更等の認可
- 41 第九十六条の二第六項（第九十六条の三第五項及び第九十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村が土地改良事業計画等を定めた旨等の報告の受理
- 42 第九十七条第六項の規定による都道府県機構の意見の聴取及び農業委員会等への指示
- 43 第九十八条第六項の規定による審査の申立てに対する裁決、同条第八項の規定による農業委員会の交換分合計画の認可及び同条第九項の規定による都道府県機構の意見の聴取
- 44 第九十九条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の行う交換分合計画の認可、第九十九条第四項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による農

業委員会の意見の聴取、第九十九条第六項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による農用地について権利を有する者への通知、第九十九条第八項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定及び第九十九条第十項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県機構の意見の聴取

45 第一百条第一項の規定による農業協同組合等の行う交換分合計画の認可

46 第一百条の二第一項の規定による市町村の行う交換分合計画の認可

47 第九十九条の規定による農用地の形質の変更の許可

48 第一百三条の三第一項の規定による工事等に着手した旨又は工事を完了した旨の届出の受理

49 第一百三条の四の規定による登記所への届出

50 第一百四条第一項の規定による県営土地改良事業に係る代位登記

51 第一百九条本文の規定による障害物の移転等

52 第二百十条本文の規定による急迫の際の他人の土地の一時使用等

53 第二百十一条第一項の規定による検査等の場合の損失の補償に係る協議

54 第二百十二条第二項ただし書の規定による公告後における土地の形質の変更等の許可

55 第二百二十五条本文の規定による徳島県都市計画審議会等の意見の聴取

56 第二百三十二条第一項の規定による報告の徴収又は業務若しくは会計の状況の検査（定期的な検査であつて組合員数が百五十人未満かつ第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール未満の土地改良区に係るもの及び法令等を遵守させるために必要があると認めて随時行うものに限る。）

57 第二百三十三条第一項の規定による事業又は会計の状況の検査（組合員数が百五十人未満であり、かつ、第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール未満である土地改良区に係るものに限る。）

58 第三十五条第一項第一号及び第二号（これらの規定を第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の解散命令

五 土地改良法施行細則（昭和五十八年徳島県規則第十四号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による土地改良区の主たる事務所の新設等の届出の受理

2 第四条の規定による理事長を定めた旨の届出の受理

3 第五条の規定による総代の届出の受理

4 第六条の規定による総会等の決議事項の報告の受理

5 第七条の規定による監査の概要の報告の受理

6 第八条の規定による訴訟事件の概要の報告の受理

7 第九条の規定による共同施行者の代表者を定めた旨の届出の受理

六 森林病虫害等防除法第十条の規定による分担金に関する条例（昭和三十八年徳島県条例第二十一号）第一条の規定による分担金の徴収

七 森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二号）第一条第一項の規定による森林病虫害等駆除措置実施届の受理及び同条第二項の規定による森林病

害虫等駆除措置実施届に代わる申請書の受理

八 森林病虫害等防除法の施行に伴う損失補償規則（昭和三十八年徳島県規則第九十六号）の規定に基づく事務の処理

九 森林病虫害等防除事業の施行及び当該事業の委託に関する事務の処理

十 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百二十七号）に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。

1 第二十四条第一項後段の規定による他人の土地等への立入り又は一時使用の許可

2 第三十七条第一項の規定による漁港施設の処分の許可（国との協議を要するものを除く。）

3 第三十九条第一項の規定による行為の許可及び同条第四項の規定による協議

4 第三十九条の二第一項及び第二項の規定による監督処分

5 第四十一条第一項の規定による活用推進計画の策定（第四十九条第一項に規定する場合を除く。）、第四十一条第四項（同条第七項（第四十九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第四十一条第五項（同条第七項（第四十九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第四十一条第六項（同条第七項（第四十九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による公表及び送付並びに第四十一条第七項の規定による活用推進計画の変更（第四十九条第一項に規定する場合及び同条第五項に規定する変更を除く。）

6 第四十三条第一項の規定による実施計画の認定、同条第二項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施、第四十三条第三項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知並びに第四十三条第四項の規定による実施計画の変更の認定

7 第四十五条第一項の規定による認定計画実施者に対する勧告、同条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知

8 第四十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得

9 第五十二条第一項の規定による認定計画実施者に対する漁港水面施設運営権の設定

10 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可、同条第五項の規定による必要な措置の実施及び同条第六項の規定による公表

11 第五十七条第三項の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新

12 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消し、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令及び同条第三項の規定による抵当権者への通知

- 13 第六十一条第一項の規定による漁港協力団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示
- 14 第六十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による改善命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示
- 15 第六十四条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言
- 十一 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。
 - 1 第四十二条の規定による漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者への通知
 - 2 第四十七条の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者への通知
- 十二 徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。
 - 1 第二条第一項の規定による甲種漁港施設の維持運営計画の策定及び同条第二項の規定による乙種漁港施設の維持運営に関する資料の提出の要求又は必要な事項の勧告
 - 2 第四条第二項本文の規定による甲種漁港施設（基本施設を除く。）を滅失し、又は損傷した者に対する指示
 - 3 第五条第一項の規定による危険物等を積載した船舶の停泊等の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等を荷役することの許可
 - 4 第六条の規定による漂流物の除去命令
 - 5 第七条第一項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定、同条第二項の規定による漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対する必要な指示並びに同条第三項ただし書の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の利用の許可
 - 6 第八条の規定による甲種漁港施設の使用の届出の受理
 - 7 第九条第一項の規定による甲種漁港施設の占用等の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による占用の期間の延長
 - 8 第九条の二第一項の規定による甲種漁港施設の使用の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による使用の期間の延長
 - 9 第九条の三第二項の規定による使用の届出の受理
 - 10 第十条第二項の規定による使用料等の減免又は分納及び同条第三項ただし書の規定による使用料等の還付
 - 11 第十二条の規定による工事の着手の届出の受理
 - 12 第十三条の規定による行為の完了等の届出の受理
 - 13 第十四条の規定による住所等の変更の届出の受理
 - 14 第十五条の規定による入港届又は出港届の提出要求
 - 15 第十六条の規定による監督処分
 - 16 第十七条第一項の規定による公益上の必要による許可の取消し等
 - 十三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に関する次のこと。

- 17 第三十九条の七第二項の規定による損失の補償
- 18 第四十六条の二第一項の規定による保安施設地区台帳の調製及び保管
- 19 第五十条第一項の規定による土地の使用権の設定に関する認可、同条第二項の規定による土地の所有者等への意見の聴取、同条第三項の規定による意見の聴取に関する通知及び公示並びに同条第五項の規定による認可をした旨の通知及び揭示
- 20 第五十八条第五項ただし書（第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による土地の形質の変更等の承認
- 21 第六十六条の規定による水流における工作物の使用等に関する認可
- 22 第八十八条第一項の規定による施業の状況に関する報告の徴収
- 24 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第七十二条の規定による保安林における植栽の義務の例外の認定
- 25 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）に関する次のこと（農林水産部林業振興課木材需要・生産拡大室長の専決に係るものを除く。）。
 - 1 第九条第四項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定増殖事業計画に係る市町村長の意見の聴取
 - 2 第十条第三項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示
 - 3 第十四条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定植栽事業計画に係る市町村長の意見の聴取
 - 4 第十五条第三項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示
- 26 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に関する次のこと（徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。
 - 1 第四条第一項本文の規定による農地の転用の許可、同条第八項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第九項の規定による意見の聴取
 - 2 第五条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可及び同条第四項の規定による国又は都道府県等との協議
 - 3 第十八条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可及び同条第三項の規定による意見の聴取
 - 4 第二十八条第一項の規定による和解の仲介及び同条第二項の規定による和解の仲介を行わせる小作主事その他の職員の指定
 - 5 第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があつたときの農地の所有者等への通知及び意見書を提出する機会の付与
- 6 第三十九条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地中間管理権等を設定すべき旨の裁定及び第三十九条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- 7 第四十条第一項の規定による通知
- 8 第四十一条第三項の規定による通知
- 9 第四十九条第一項の規定による職員による立入調査、測量又は障害となる竹木

等の除去若しくは移転及び同条第三項の規定による通知又はこれに代わる公示（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものに限る。）

10 第五十条の規定による報告の要求（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものに限る。）

11 第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分及び同条第三項の規定による公表

12 第五十一条の二第一項の規定による農地に関する情報の利用又は提供及び同条第二項の規定による農地に関する情報の提供の要請

13 附則第二項の規定による農林水産大臣との協議

十七 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）に関する次のこと（徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。

1 第十六条第二号の規定による土地の指定

2 第二十八条の規定による通知

十八 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の四第四項において準用する同法第二条の三第四項（同条第五項後段において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同法第二条の四第四項において準用する同法第二条の三第六項の規定による市町村計画の報告の受理

十九 海岸法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十四号）に関する次のこと（漁港海岸に係るものにあつては徳島県美波農林事務所長、農地海岸に係るものにあつては徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美波農林事務所長に限る。）。

1 第二条の規定による住所等の変更等の届出の受理

2 第三条の規定による休止等の届出の受理

3 第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

4 第五条の規定による原状回復の届出の受理

5 第六条第一項の規定による占用料等の徴収

6 第七条の規定による占用料等の減免

7 第八条の規定による占用料等の還付

二十 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第三条の規定による分収林契約の締結のあつせん

二十一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（漁業に係るものを除く。）

二十二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）に関する次のこと。

1 第十四条第一項（第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の分割又は合併の手續の代行事務の処理及び第十四条第二項（第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記の嘱託

2 第二十五条第一項の規定による当該職員による他人の土地への立入り又は立木竹の伐採

二十三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に関する次のこと（徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。

- 1 第五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による資料の提出、同条第二項の規定による説明及び同条第四項の規定による助言又は勧告の受理
- 2 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画についての同意
- 3 第十一条第六項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立ての裁決

4 第十三条第三項の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する指示及び同条第五項の規定による書面の提出の要求

5 第十三条の二第三項の規定による市町村の交換分合計画の認可

6 第十五条の規定による土地利用に関する調停

7 第十五条の二第二項本文の規定による農用地区域内における開発行為の許可、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに同条第八項の規定による国又は地方公共団体との協議

8 第十五条の三の規定による違反者等に対する監督処分

9 第十六条第一項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表

二十四 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に関する次のこと。

1 第三条第三項の規定による樹木又はその集団の所有者等の意見の聴取

2 第七条第三項の規定による伐採の届出の受理

二十五 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に関する次のこと。

1 第十条第一項の規定による信託規程の承認及び同条第三項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認

2 第二十四条第一項の規定による林地処分事業実施規程の承認及び同条第三項の規定による林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認

3 第二十五条第一項の規定による受益者の費用の負担に係る認可（森林組合連合会に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による受益者の意見の聴取（森林組合連合会に係るものを除く。）

4 第五十三条第一項の規定による仮理事の選任又は総会の招集（森林組合連合会に係るものを除く。）

5 第六十一条第二項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可及び第六十一条第四項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による軽微な事項に係る定款変更の届出の受理

6 第百十条第一項の規定による報告の徴収又は資料の提出命令（森林組合連合会に係るものを除く。）及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出要求（森林組合連合会に係るものを除く。）

7 第百十三条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令（森林組合連合会に係るものを除く。）

二十六 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第四条第一項及び第二項の規定による合理化計画の認定申請書の受理

二十七 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第四条第一項の規定による合理化計画の変更の認定申請書の受理

二十八 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に関する次のこと（2及び4から6までにあつては、徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。

1 第六条第五項の規定による基本構想についての同意

2 第十二条第六項の規定による同意市町村との協議及び同意並びに同条第十一項の規定による農林水産大臣との協議

3 第十三条の二第三項の規定による意見の聴取

4 第十六条の二第六項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取並びに第十六条の二第九項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理

5 第十六条の三第四項の規定による通知の受理

6 第十六条の七の規定による協力の求めの受諾

7 第三十条の二の規定による情報の利用又は提供

二十九 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）に関する次のこと。

1 第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市民農園区域の指定に対する市町村からの協議の対応

2 第五条第二項の規定による交換分合計画の認可

3 第七条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による整備運営計画の認定に対する同意

三十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に関する次のこと（1、2、4、8及び9にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）。

1 第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理

2 第十五条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理及び同条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

3 第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理

4 第二十八条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理並びに同条第十一項の規定による鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置

5 第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規

定による標識の設置

- 6 第三十五条第十項の規定による承認証の返納の受理
- 7 第五十四条の規定による狩猟免状の返納の受理
- 8 第六十五条の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の返納の受理
- 9 第六十六条の規定による報告の受理
- 10 第七十条第二項の規定による標識の設置

三十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）に関する次のこと（1、2及び6にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）。

- 1 第七条第十一項から第十四項までの規定による届出の受理
 - 2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理
 - 3 第二十四条第五項の規定による販売許可証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理
 - 4 第四十二条第五項の規定による承認証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による承認証の亡失の届出の受理
 - 5 第五十条の規定による狩猟免状の亡失の届出の受理
 - 6 第六十五条第十項の規定による届出の受理並びに同条第十二項の規定による放鳥獣猟区に係る狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納の受理
 - 7 第七十六条第一項の規定による猟区の成績報告書の受理
- 三十二 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）に関する次のこと。
- 1 第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による促進計画の写しの受理
 - 2 第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意
 - 3 第十二条第一項の規定による施設の管理の委託
- 三十三 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）に関する次のこと。
- 1 第四条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供の要請
 - 2 第六条の規定による勧告
 - 3 第八条第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による協議
 - 4 第九条第一項及び第三項の規定による届出の受理並びに同条第二項の規定による計画変更の命令
 - 5 第十条第一項及び第二項の規定による防災工事の施工命令
 - 6 第十八条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員若しくはその委任した者による当該農業用ため池に立ち入らせての測量若しくは調査、同条第二項の規定による他人の占有する土地への立入り及び同条第七項の規定による損失補償

三十四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（漁業に係るものを除く。）

三十五 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項ただし書の規定による使用料の納付の時期についての特例措置の決定、同条第三項の規定による使用料の減免及び同条第四項ただし書の規定による使用料の還付

2 第七条の規定による土地改良財産の譲与（一件の評価額が二億円未満のものに限る。）

3 第八条の規定による土地改良財産の交換（一件の評価額が二億円未満のものに限る。）

三十六 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと（徳島県土地改良財産規則（昭和五十八年徳島県規則第四十号）第二条第二号に規定する土地改良行政財産に係るものに限る。）。

1 第二十六条の規定による行政財産の用途変更又は用途廃止（一件の評価額が二億円未満のものに限る。）

2 徳島県土地改良財産規則第七条第三項の規定により読み替えられた第三十四条ただし書の規定による許可の条件の一部省略の決定

3 徳島県土地改良財産規則第七条第三項の規定により読み替えられた第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可

4 第三十六条において準用する第四十三条の規定による使用財産の使用目的の変更の承認

5 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用財産の使用許可の取消し

三十七 徳島県土地改良財産規則第三条第二項の規定による第一種土地改良普通財産の指定用途以外の用途への使用又は収益の承認及び同条第三項の規定による第一種土地改良普通財産の被害の状況等の報告の受理

三十八 徳島県農林水産関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。

1 第二条の規定による手数料の徴収

2 第四条第一項の規定による手数料の減免

三十九 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）に関する次のこと。

1 第十八条第一項の規定による土地売買等の契約の届出の受理及び同条第五項の規定による変更の届出の受理

2 第十九条の規定による土地売買等の契約を希望している場合における届出の受理

3 第二十条第一項の規定による支配関係の届出の受理

4 第二十一条第一項の規定による関係市町村長への通知、同条第二項の規定によ

る関係市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による関係市町村長に対する情報の提供の要請

5 第二十二條第一項の規定による必要な助言

6 第二十四條第一項の規定による小規模林地開發行為等の届出の受理、同条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による小規模林地開發行為等の完了又は中止の届出の受理

7 第二十六條第二項の規定による地位の承継の届出の受理

8 第二十七條の規定による必要な指導

9 第二十八條第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は職員による立入調査若しくは関係者に対する質問

10 第二十九條の規定による必要な措置をとるべきことの勧告

11 第三十條第一項の規定による勧告に従うべきことの命令及び同条第二項の規定による小規模林地開發行為等の中止又は復旧に必要な行為をすべきことの命令

四十 農作物の作況及び農林災害（鳥獣被害を含む。）の調査

四十一 環境保全型農業直接支払交付金の交付に係る実施計画及び実施状況の技術的な確認

四十二 県営林に関する次のこと。

1 植栽、保育、素材生産及び施設に関する事業の施行並びにこれらの事業の委託に関する事務の処理

2 土地使用承諾及びこれに関する事務の処理

四十三 次に掲げる事業（農林水産業施設災害復旧事業として行うものを除く。）の補助金、交付金又は委託費の交付に関する事務の処理（農林水産部長及び農林水産部次世代農業担当部長の専決に係るものを除く。）

1 農業関係事業

2 畜産関係事業

3 耕地関係事業

4 高速道路周辺対策事業（土地改良対策に係るものに限る。）

5 林業関係事業

四十四 農林水産業施設災害復旧事業（水産関係施設に係るものを除く。）の補助金の交付に関する事務の処理（事業の採択及び増高補助率又は連年災害補助率の適用の決定を除く。）

四十五 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の施行

四十六 請負対象額が一件二億円未満の工事の入札の執行

四十七 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の請負契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

四十八 農林水産部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件三千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が三千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

四十九 国、西日本高速道路株式会社又は四国旅客鉄道株式会社に対する県営土地改良事業に係る工事の委託で、その対象額が一件二億円未満（委託契約締結後設計変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結

五十 工事の施行に必要な一件二億円未満の土地等の取得又は使用及び一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結

五十一 土地等の取得に伴う登記の嘱託

五十二 天災事変に際して指導を受けるいとまのない場合における応急工事の施行
別表第二の三に次のように加える。

徳島県県土整備事務所の長

一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関する次のこと。

1 第十一条の規定による変更等の届出の受理

2 第十二条の規定による廃業等の届出の受理

3 第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧所の設置

二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）に関する次のこと。

1 第七条第四項の規定による違反広告物等の除却

2 第八条の規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄

三 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）に関する次のこと。

1 第二十九条の規定による避難のための立退きの指示

2 第三十条の規定による水防上の緊急措置の指示

四 土地改良法第五条第六項（同法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地（国土交通省所管に係る国有財産及び県有財産に係るものに限る。）を一定の地域に含めることの承認

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に関する次のこと。

1 第六条の二第六項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の通知

2 第七条の六第一項第一号（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（第六条第一項第一号又は第二号に掲げる

建築物（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。）のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）

3 第九条第七項（第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による使用禁止又は使用制限の仮命令、第九条第十項（第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施工の停止命令及び第九条第十三項（第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令をされた旨の公示（第九条第十項の規定による停止命令に係るものに限る。）

4 第十二条第五項（第八十八条第一項から第三項までの規定において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、第十二条第六項（第八十八条第一項から第三項までの規定において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出要求及び第十二条第七項（第八十八条第一項から第三項までの規定において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等

5 第十六条の規定による建築主事を置く市町村の長に対する報告又は統計の資料の提出の要請

6 第十八条第十九項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の通知及び第十八条第三十八項第一号（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。）のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）

7 第四十三条第二項第一号の規定による認定（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に指定する件）及び同項第二号の規定による許可（徳島県建築審査会があらじめ定められた基準により同意を得たものであつて、昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものに限る。）

8 第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可（徳島県建築審査会があらじめ定められた基準により同意を得たものであつて、昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものに限る。）

9 第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可

10 第八十六条の八第一項の規定による二以上の工事の全体計画の認定、同条第三項（第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定、第八十六条の八第四項（第八十七条の二第二項において準用す

- る場合を含む。)の規定による報告の徴収、第八十六条の八第五項(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による改善命令及び第八十六条の八第六項(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消し(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 11 第八十七条の二第一項の規定による二以上の工事の全体計画の認定(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 12 第八十七条の三第六項の規定による許可
- 13 第九十条の二第一項の規定による建築物の建築主等に対する措置命令
- 六 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第四条の十六第四項ただし書の規定による認定(建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(同法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。)のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 七 建築基準法施行条例(昭和四十七年徳島県条例第三十二号)に関する次のこと。
- 1 第四条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築に対する制限の緩和
 - 2 第八条ただし書(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による学校又は体育館等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 3 第二十三条第三項の規定による興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 4 第二十四条の規定による形態又は規模が特殊な興行場等の用途に供する建築物に対する制限の緩和
 - 5 第二十八条第二項の規定による百貨店等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 6 第三十条ただし書の規定による床面積千平方メートルを超える建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 7 第三十一条の規定による既存の建築物に対する制限の緩和
 - 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 1 第六条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定等及び第六条第三項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事への通知
 - 2 第十条の規定による地位の承継の承認
 - 3 第十二条の規定による報告の徴収

- 4 第十三条の規定による改善命令
- 5 第十四条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の取消し
- 6 第十五条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する助言及び指導
- 7 第十八条第二項において準用する建築基準法第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請
- 9 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に関する次のこと（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）。
 - 1 第十条第二項の規定による集約都市開発事業計画の認定に関する同意
 - 2 第五十四条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等及び第五十四条第三項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事又は建築副主事への通知
 - 3 第五十六条の規定による報告の徴収
 - 4 第五十七条の規定による改善命令
 - 5 第五十八条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消し
 - 6 第五十九条の規定による低炭素建築物の新築等に関する助言及び指導
- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に関する次のこと（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）。
 - 1 第七条の規定による指導及び助言
 - 2 第十一条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第三項の規定による通知書の交付
 - 3 第十二条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第四項の規定による通知書の交付
 - 4 第十三条第一項の規定による是正措置の命令
 - 5 第十五条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査（4に掲げる事項の施行のために行うものに限る。）
 - 6 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 - 7 第三十一条第一項の規定による認定
 - 8 第三十二条の規定による報告の徴収
 - 9 第三十三条の規定による改善命令
 - 10 第三十四条の規定による認定の取消し
- 11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十三条の規定による書面の交付（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に

掲げる建築物等以外の建築物に係るものに限る。)

十二 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成十九年徳島県条例第十四号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)

- 1 第二十二条の規定による協議
- 2 第二十三条の規定による指導又は助言
- 3 第二十五条の規定による完了検査
- 4 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査
- 5 第二十七条の規定による勧告
- 6 第三十五条第一項ただし書の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による要請

十三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第五十四号)第五条第四号の規定による認定(昭和四十五年徳島県告示第八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)

十四 港湾法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十八号)に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 2 第四条の規定による原状回復の届出の受理
- 3 第五条第二項の規定による権利義務の承継の届出の受理
- 4 第六条の規定による占用料等の徴収
- 5 第七条の規定による占用料等の減免
- 6 第八条の規定による占用料等の還付の決定
- 十五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に関する次のこと。
 - 1 第三十三条の規定による採取計画の認可
 - 2 第三十三条の五第一項本文の規定による採取計画の変更の認可
 - 3 第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更命令
 - 4 第三十三条の十の規定による岩石採取の休止又は廃止の届出の受理
 - 5 第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し又は岩石採取の停止命令

6 第三十三条の十三第一項の規定による採石業者に対する緊急措置命令等及び同条第二項の規定による違反採石業者等に対する措置命令

7 第三十三条の十四第二項の規定による市町村長の要請に基づく必要な調査及び措置の実施

8 第三十三条の十七の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令
十六 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に関する次のこと。

1 第十一条第一項ただし書の規定による土地立入りの通知、同条第二項の規定による土地立入りの許可及び同条第三項の規定による命じた者又は委任した者による土地立入り

2 第十二条第一項の規定による土地立入りの通知及び同条第三項(第三十五条第

- 3 三項において準用する場合を含む。）の規定による土地立入りの通告
- 3 第十四条第一項の規定による障害物の伐除等の許可の申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可の申請及び伐除した旨の通知
- 4 第十五条の二第一項本文の規定によるあつせん委員のあつせんに付することの申請
- 5 第十五条の七第一項本文の規定による仲裁委員の仲裁の申請
- 6 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置
- 7 第二十八条の三第一項の規定による土地の形質の変更の許可
- 8 第三十条第一項後段の規定による事業の廃止等を周知させるための措置
- 9 第三十五条第一項の規定による命を受けた者又は委任を受けた者による土地等への立入測量又は物件の調査及び同条第二項の規定による土地等の占用者への通知
- 10 第三十六条第一項の規定による土地調書及び物件調書の作成、同条第四項の規定による市町村長の立会等の要求並びに同条第五項の規定による立会人の指名の申請及び立会人の指名
- 11 第二百二十二条第一項ただし書の規定による非常災害の際の土地の使用の通知
- 12 第二百二十三条第一項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用の申立て
- 17 道路法（昭和二十七年法律第八十号）に関する次のこと。
 - 1 第二十二條第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令
 - 2 第二十二條の二の規定による維持修繕協定の締結
 - 3 第二十四條の規定による道路管理者以外の者の行う工事の承認
 - 4 第三十二條第一項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可、第三十二條第三項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の目的等の変更の許可及び第三十二條第五項の規定による道路の占用の許可についての協議
 - 5 第三十四條後段（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
 - 6 第三十六條第一項の規定による工事の計画書の受理及び同条第二項の規定による許可
 - 7 第三十八條第一項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用に関する工事の施行の決定及び第三十八條第二項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施行の通知
 - 8 第三十九條の九（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による占有物件の維持管理に関する措置命令
 - 9 第四十條第二項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の指示
 - 10 第四十三條の二の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置命令
 - 11 第四十四條第四項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定

による沿道区域等における危険防止等の措置命令及び第四十四条第六項（第六十条第二項、第七十二条第二項及び第九十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による損失補償の協議

12 第四十四条の二第三項の規定による工作物の設置に関する行為の届出の受理、同条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告

13 第四十五条第一項の規定による道路標識等の設置

14 第四十六条第一項の規定による通行の禁止又は制限

15 第四十七条第三項の規定による通行の禁止又は制限

16 第四十七条の十五第一項前段及び第二項の規定による道路標識の設置

17 第四十八条第二項及び第四項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路保全立体区域内の土地所有者等に対する措置命令

18 第四十八条の十五第四項の規定による道路標識の設置

19 第四十八条の十六の規定による違反行為に対する措置命令

20 第四十八条の二十九の三の規定による利用の禁止又は制限

21 第四十八条の二十九の四の規定による道路標識の設置

22 第四十八条の三十二第一項の規定による車両の停留の許可及び同条第三項の規定による変更の許可

23 第四十八条の三十四の規定による道路標識の設置

24 第四十八条の三十七第一項の規定による利便施設協定の締結

25 第四十八条の三十八第一項の規定による公告及び利害関係人への縦覧、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧等

26 第六十六条第二項本文の規定による土地の立入りの通知並びに同条第六項の規定による一時使用の通知及び意見の聴取

27 第六十七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定による長時間放置された車両の移動等

28 第六十八条第一項の規定による非常災害時における土地の一時使用又は土石その他の物件の使用、収用若しくは処分及び同条第二項の規定による危険の防御のための従事措置

29 第七十条第三項の規定による損失の補償についての協議

30 第七十一条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分（第二十四条の工事及び第三十二条の許可に係るものに限る。）及び第七十一条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分

31 第七十二条の二第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

32 第九十一条第一項の規定による工作物の新築等の許可

33 第九十五条の二の規定による公安委員会との調整（第四十八条の二の規定によ

る自動車専用道路の指定に係るものを除く。)

十八 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第七条第一項及び第二項の規定による車両の総重量等の限度の決定

十九 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の四の十第二号の規定による必要と認められる活動を実施する社団の指定

二十 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)に関する次のこと。

1 第二条の規定による廃止の届出の受理

2 第三条の規定による軽易な変更の届出の受理

3 第四条第一項ただし書及び第二項の規定による権利の譲渡等の承認

4 第五条の規定による占用料の徴収

5 第八条の規定による占用料の減免

二十一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十六条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可

二十二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)に関する次のこと。

1 第五条第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公園施設の設置の許可及び許可事項の変更の許可

2 第六条第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による都市公園の占用の許可及び第六条第三項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可事項の変更の許可

3 第十条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復等についての必要な指示

4 第十三条(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による因者負担金の負担の決定

5 第十四条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定

6 第二十七条(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による監督処分

7 第二十八条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による損失補償についての協議及び第二十八条第四項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による補償金額の負担の決定

二十三 海岸法施行条例に関する次のこと(漁港海岸又は農地海岸に係るものを除く。)

1 第二条の規定による住所等の変更等の届出の受理

2 第三条の規定による休止等の届出の受理

3 第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

4 第五条の規定による原状回復の届出の受理

5 第六条第一項の規定による占用料等の徴収

6 第七条の規定による占用料等の減免

7 第八条の規定による占用料等の還付

二十四 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に関する次のこと。

- 1 第二十八条の四第三項第五号イの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第六号の規定による優良住宅の認定
- 2 第三十一条の二第二項第十四号ハの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第十五号ニの規定による優良住宅の認定
- 3 第六十二条の三第四項第十四号ハの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第十五号ニの規定による優良住宅の認定
- 4 第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第六号の規定による優良住宅の認定
- 25 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）に関する次のこと。
 - 1 第五条の規定による路上駐車場の設置
 - 2 第八条第二項の規定による路上駐車場の利用に関する事項の表示の標識の設置
- 26 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に関する次のこと。
 - 1 第七十九条の規定による道路の使用許可についての協議
 - 2 第八十条の規定による道路の維持工事等についての協議
- 27 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第十条の規定による保存樹若しくは保存樹林に関する必要な報告若しくは資料の提出の要求又は保存樹若しくは保存樹林の指定その他その保存に関する必要な勧告、助言若しくは技術的援助
- 28 河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
 - 2 第七条の規定による流水占用料等の徴収（流水占用料に係るものを除く。）
 - 3 第十条の規定による流水占用料等の減免（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の二の規定による登録に係るもの及び当該許可又は登録に関連する同法第二十四条の規定による許可に係るものを除く。）
- 29 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条の規定による採取計画の認可
 - 2 第二十条第一項本文の規定による採取計画の変更の認可並びに同条第二項及び第三項の規定による採取計画等の変更の届出の受理
 - 3 第二十二条の規定による認可採取計画の変更命令
 - 4 第二十三条第一項の規定による災害の防止のための措置命令又は採取の停止命令及び同条第二項の規定による災害の防止のための措置命令
 - 5 第二十四条の規定による砂利採取の廃止の届出の受理
 - 6 第二十六条の規定による採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止命令
 - 7 第三十三条の規定による報告の徴収
 - 8 第三十六条第四項の規定による市町村長への通報
 - 9 第三十七条第二項の規定による市町村長の要請に基づく調査及び必要な措置の

実施

三十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に関する次のこと。

- 1 第二十九条第一項又は第二項の規定による開発行為の許可（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 2 第三十条の規定による開発行為の許可申請の受理
 - 3 第三十四条第十三号の規定による既存の権利者からの届出の受理
 - 4 第三十四条の二第一項の規定による開発許可の特例に係る協議（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 5 第三十五条の二第一項本文の規定による開発行為の変更の許可（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 6 第三十六条第一項の規定による工事完了の届出の受理並びに同条第二項の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）
 - 7 第三十七条第一号の規定による建築制限の例外的認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満の開発行為の許可を受けた開発区域内の土地におけるものに限る。）
 - 8 第三十八条の規定による開発行為の廃止の届出の受理
 - 9 第四十二条第一項ただし書の規定による開発行為の許可を受けた土地における建築等の許可（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）及び同条第二項の規定による国の機関との協議（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 10 第四十三条第一項本文の規定による開発行為の許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）及び同条第三項の規定による国の機関等との協議（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 11 第四十五条の規定による開発行為の許可に基づく地位の承継の承認（一件の規模が〇・五ヘクタール未満の開発行為の許可に係るものに限る。）
 - 12 第七十五条の四第一項の規定による開発行為に係る同意（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
- 三十一 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定による開発行為又は建築に関する証明書等の交付
- 三十二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に関する次のこと。
- 1 第六十六条第二項の規定による施行者からの意見の聴取（個人又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行地区内におけるものに限る。）
 - 2 第六十七条の規定による市街地再開発事業の施行についての周知措置

三十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第五十号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による着手等の届出の受理
- 2 第五条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 3 第六条第二項の規定による地位承継の届出の受理

三十四 浄化槽法に関する次のこと（2から8までにあつては、県内業者に係るものに限る。）。

- 1 第五条第一項本文の規定による浄化槽の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による計画の変更又は廃止の命令
- 2 第二十一条第一項又は第三項の規定による登録
- 3 第二十三条第三項の規定による登録簿の謄本の交付及び閲覧
- 4 第二十四条第一項の規定による登録の拒否
- 5 第二十五条第一項の規定による変更の届出の受理
- 6 第二十六条の規定による廃業等の届出の受理
- 7 第二十七条第一項の規定による登録の抹消
- 8 第三十三条第三項の規定による浄化槽工事業の開始等の届出の受理

三十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）に関する次のこと（3から8までにあつては、県内業者に係るものに限る。）。

- 1 第十条第一項及び第二項の規定による対象建設工事に係る届出の受理
- 2 第十一条の規定による国又は地方公共団体からの通知の受理
- 3 第二十一条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による登録の更新
- 4 第二十四条第一項の規定による登録の拒否
- 5 第二十五条第二項の規定による変更があつた事項の登録
- 6 第二十六条の規定による解体工事業者登録簿の閲覧
- 7 第二十七条第一項の規定による廃業等の届出の受理
- 8 第二十八条の規定による登録の抹消
- 9 第四十一条の規定による建設資材の利用の協力要請

三十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に関する次のこと。

- 1 第十五条第二項の規定による特別特定建築物を管理する機関の長への通知及び是正措置の要請並びに同条第三項の規定による指導及び助言
- 2 第十六条第三項の規定による指導及び助言
- 3 第二十三条第一項の規定による支障がない旨の認定
- 4 第五十三条第二項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査等並びに同条第四項及び第五項の規定による報告の徴収

三十七 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に関する次のこと。

- 1 第四条及び第十二条の規定による保証金の供託等の届出の受理
- 2 第七条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の不足額の供託の届出の受理

三十八 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）に関する次のこと。

1 第六条及び第十七条の規定による保証金の不足額の供託についての確認の申請の受理

2 第十一条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の保管替え等の届出の受理

3 第十二条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の取戻しの承認の申請の受理

三十九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十六条第一項及び第十七条第一項（これらの規定を同法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により支払等を行う一件二億円未満の補償金で支出負担行為決議書の送付があつたものについての支出命令

四十 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第八条の規定による占用料等の徴収（徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものを除く。）

2 第十条の規定による占用料等の減免（徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものを除く。）

3 第十四条の三の規定による入港届又は出港届の受理

4 第十五条ただし書の規定による占用料等の還付（徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものを除く。）

四十一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）に関する次のこと。

1 第四条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による行為の制限の許可

2 第六条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限をする区域の決定

3 第七条第三項ただし書の規定による有料公園施設等の供用日及び供用時間の変更の承認（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものを除く。）

4 第十条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による監督処分

5 第十条の六の規定による工作物等の返還

6 第十三条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第三項の規定による使用料の分割徴収（有料公園施設及び有料用具に係るものを除く。）

7 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものを除く。）

8 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用

具に係るものを除く。)

四十二 徳島県都市公園条例施行規則(昭和三十三年徳島県規則第五十八号)第十二条の規定による原状回復又は損害賠償に関する事務の処理(徳島県蔵本公園(駐車場を除く。))及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものを除く。)

四十三 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第二十七号)に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項後段の規定による国又は県の機関との協議

2 第三条後段の規定による通知の受理

3 第五条第一項の規定による監督処分及び同条第二項前段の規定による措置の代行

4 第六条第一項の規定による立入検査

四十四 徳島県屋外広告物条例(平成四年徳島県条例第五十二号)に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による許可地域における広告物等の表示等の許可

2 第七条第三項の規定による自家用広告物等の許可

3 第十一条第三項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の期間の更新

4 第十二条第一項の規定による変更等の許可

5 第十四条の規定による許可の取消し

6 第十七条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による除却

7 第十八条の規定による広告物等の除却命令

8 第十八条の七の規定による広告物等の返還

9 第十九条第一項の規定による報告等の徴収及び立入検査

10 第三十一条第一項の規定による手数料の徴収及び同条第四項ただし書の規定による手数料の還付の決定

四十五 徳島県土整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号)に関する次のこと(委任事務又は徳島県土整備事務所の長の専決に属する事務に係るものに限り。)

1 第二条の規定による手数料の徴収

2 第五条第一項の規定による手数料の減免

四十六 徳島県法定外公共用財産管理条例(平成十二年徳島県条例第四十八号)に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による使用等の許可

2 第六条の規定による使用料等の減免

四十七 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと(徳島県土整備事務所が管理する土地におけるものに限る。)

1 第二百二十八条第一項の規定による放置自動車の調査及び警告書の貼付け並びに

同条第二項の規定による施錠の解錠及び車内調査

2 第二百二十九条第一項の規定による放置自動車の移動及び保管

- 3 第三百三十条第一項の規定による放置自動車の所有者等に対する勧告及び同条第二項の規定による命令
- 4 第三百三十一条第一項の規定による放置自動車の廃物認定
- 5 第三百三十二条第一項及び第三項の規定による放置自動車の処分
- 6 第三百三十三条の規定による費用の請求
- 四十八 次に掲げる事業の補助金の交付に関する事務の処理
 - 1 県単急傾斜地崩壊対策事業
 - 2 災害防止対策緊急事業
 - 3 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
- 四十九 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の施行
 - 五十 請負対象額が一件二億円未満の工事の入札の執行
 - 五十一 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の請負契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）
 - 五十二 工事に必要な一件二億円未満の土地等の取得又は使用に係る契約の締結
 - 五十三 工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結
 - 五十四 土地収用法第四十六条の四第一項、第九十五条第一項及び第九十七条第一項の規定により支払等を行う一件二億円未満の補償金等で支出負担行為決議書の送付があつたものについての支出命令
 - 五十五 土地等の取得等に伴う登記
 - 五十六 土地等の取得及び使用に伴う物件移転の検査
 - 五十七 天災その他の事変に際して指揮を受けるいとまのない場合における応急工事の施行
 - 五十八 国庫補助に係る市町村の行う工事の指導監督
 - 五十九 県費補助に係る市町村の行う工事の指導監督及び当該工事が完了したときの検査
 - 六十 次に掲げる業務の委託で、その対象額が一件三千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が三千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）
- 1 県が管理する道路の巡視業務及び維持修繕業務
- 2 県が管理する河川の巡視業務及び維持修繕業務
- 3 県が管理する可動橋の操作業務及び維持修繕業務
- 4 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項に規定する県が管理する公

- 共海岸（国土交通省所管に係るものに限る。）の巡視業務及び維持修繕業務
- 5 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項に規定する公有水面（国土交通省所管に係るものに限る。）の巡視業務
 - 6 砂利採取法に規定する砂利採取場等の巡視業務
 - 7 採石法第三十三条に規定する岩石採取場等の巡視業務
 - 8 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地の巡視業務及び当該指定された土地にある砂防設備の維持修繕業務
 - 9 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域の巡視業務及び当該指定された地すべり防止区域内にある地すべり防止施設の維持修繕業務
 - 10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の巡視業務及び当該急傾斜地崩壊危険区域内にある急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕業務
 - 11 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域の巡視業務
 - 12 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設等の巡視業務及び維持修繕業務
 - 13 県土整備部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務
 - 六十一 徳島県公舎管理規則第十二条第四項の規定による原状回復又は費用弁償の請求及び減免の決定（徳島県県土整備事務所の管理に属するものに限る。）
 - 六十二 徳島県行政財産使用料条例第四条ただし書の規定による使用料の納付の時期及び方法についての特例措置の決定（徳島県徳島県土整備事務所長及び徳島県吉野川県土整備事務所長を除く。）
 - 六十三 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと（徳島県徳島県土整備事務所長及び徳島県吉野川県土整備事務所長を除く。）
 - 1 第三十三条第一項ただし書の規定による使用期間の決定
 - 2 第三十四条各号列記以外の部分のただし書の規定による許可条件の一部の省略の決定
 - 3 第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可
 - 4 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用許可の取消し
 - 六十四 徳島県県土整備事務所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理（徳島県県土整備事務所の管理に属するものに限る。）
 - 六十五 徳島県県土整備事務所の庁舎における電気の調達に係る事務の処理（企画総務部長の専決に係るものを除く。）
- 別表第二の三を別表第二とし、別表第三及び別表第四を削る。
- 別表第五中「（第十条関係）」を「（第八条関係）」に改め、同表その一の表第四号中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同表その一の表第八号中「東部県税局」を「徳島県県税局」に改め、同表その二を次のように改める。

	十八 貸付金	二千万円未満
	十九 補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）	千万円未満
	二十 償還金、利子及び割引料	五千万円未満
	二十一 投資及び出資金	千万円未満
	二十二 公課費	全額
徳島県会計規則第二十六条の規定による支出命令		全額（ <small>かい</small> の長の支出負担行為に係るものに限る。）

備考

- 1 この表の規定は、第七条、第八条、第十条及び第十四条の規定により別に委任したものに係る支出負担行為及び支出命令については適用しないものとする。
- 2 この表中の金額は、一件当たりの予定金額若しくは契約金額又は支出金額をいう。
- 3 支出負担行為の決裁後に、支出負担行為の変更を行う場合において、変更後の支出負担行為の金額がこの表に規定する支出負担行為の金額を超えることとなるときは、上司の決裁を受けなければならない。
- 4 支出負担行為の変更又は取消しに附随して生ずる返還、相殺等に関する事務の処理は、かいの長が決裁するものとする。
- 5 支出負担行為の事前決裁を要するものについては、この表を適用するものとする。

別表第五を別表第三とする。

別表第六中「（第十一条関係）」を「（第九条関係）」に改め、同表を別表第四とし、別表第七及び別表第八を削る。

別表第九中「（第十四条関係）」を「（第十条関係）」に改め、同表徳島県立中学校の長の項第一号中「に關する次のこと」を「第一条の規定による使用料及び手数料（入学料に係るものを除く。）の徴収」に、「除く。」を「除く。」に改め、同号の1及び2を削り、同表徳島県立高等学校の長の項第一号の1中「手数料」を「手数料（入学料に係るものを除く。）」に改め、同項第五号及第六号中「命じられた」を「命ぜられた」に改め、同表徳島県立中等教育学校の長の項第一号の1中「手数料」を「手数料（入学料に係るものを除く。）」に改め、同号の3中「入学料又は」を削り、同表を別表第五とする。

別表第十中「（第十五条関係）」を「（第十一条関係）」に改め、同表第一号中「別表第五」を「別表第三」に改め、「本部並びに東部各局及びセンター等の欄」を削り、同表

を別表第六とする。

別表第十の二中「(第十五条の二関係)」を「(第十二条関係)」に改め、同表を別表第七とし、別表第十一を削る。

別表第十二中「(第十七条関係)」を「(第十三条関係)」に改め、同表を別表第八とする。

別表第十二の二中「(第十七条の二関係)」を「(第十四条関係)」に改め、同表を別表第九とする。

別表第十三中「(第十八条関係)」を「(第十五条関係)」に改め、同表第一号中「別表第五」を「別表第三」に改め、「本部並びに東部各局及びセンター等の欄」を削り、同表を別表第十とする。

別表第十三の二中「(第十八条の二関係)」を「(第十六条関係)」に改め、同表を別表第十一とする。

別表第十三の三中「(第十八条の三関係)」を「(第十七条関係)」に改め、同表を別表第十二とする。

別表第十四中「(第十九条関係)」を「(第十八条関係)」に改め、同表徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課(知事直轄組織知事戦略局及び徳島県文化の森振興センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。)、徳島県会計規則別表第三に掲げる出納局会計課の所管する二号廨(以下「会計課の所管する二号廨」という。)、徳島県教育委員会(事務局に限る。)、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部(警務部情報発信課及び会計課並びに交通部交通指導課に限る。)、並びに徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項名中「及び会計課並びに交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課」に改め、同表徳島県会計規則別表第一に掲げる一号廨及び同規則別表第三に掲げる一号廨の所管する二号廨(以下「一号廨の所管する二号廨」という。)(の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第四号の2中「収入及び支出についての事前合議の審査」を「事前審査に係る収入の確認(重要又は異例に属するものを除く。)、及び支出の審査(会計管理者が必要と認めるものにあつては、重要又は異例に属するものを除く。)」に改め、同号の3中「審査」を「確認」に改め、同号の4中「同条第三項第二号に掲げる歳入」を「県税及びこれに伴う県税外諸収入(徳島県税局の窓口において収納したものに限る。)」に改め、同表徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入並びにこれらの還付並びに歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項名中「徳島県東部県税局」を「徳島県税局」に改め、同項第二号の2中「同条第三項第二号に掲げる歳入」を「県税及びこれに伴う県税外諸収入(徳島県税局の窓口において収納したものに限る。)」に改め、同項中「徳島県東部県税局の税務出納員」を「税務出納員」に改め、同表徳島県南部総合県民局以外の総合県民局及び徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入(窓口において収納したものに限る。))に係る次に掲げる事務の項から総合県民局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入(窓口において収納したものに限る。))に係る次に掲げる事務の項までを削り、同表を別表第十三とする。

別表第十五中「(第二十条関係)」を「(第十九条関係)」に改め、同表出納局会計課長の職にある出納局等出納員の項中「及び会計課並びに交通部交通指導課」を「、会計課及び監察課、生活安全部生活安全企画課並びに交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課」に改め、同表廃出納員の項を次のように改める。

<p>廃出納員</p>	<p>一号^{かい}廢の所管する二号^{かい}廢の所掌に属する県税外歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法第七十条第二項第五号の規定による現金の記録管理 2 徳島県会計規則に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 第十七条第一項の規定による領収証書の交付 (二) 第十八条第二項の規定による払込書の作成 (三) 第二十条の三第二項の規定による納付取消しの通知 (四) 第五十三条第二項の規定による領収証書の交付及び指定金融機関等への払込みの決定 	<p>一号^{かい}廢の所管する二号^{かい}廢の収入分任出納員</p>

別表第十五徳島県南部総合県民局の税務出納員の項及び徳島県西部総合県民局の税務出納員の項を削り、同表徳島県東部県税局の税務出納員の項を次のように改める。

<p>税務出納員</p>	<p>徳島県県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入に係る次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法第七十条第二項第五号の規定による現金の記録管理 2 徳島県会計規則に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 第十七条第一項の規定による領収証書の交付並びに同条第四項の規定による押印及び交付（県税及びこれに伴う県税外諸収入（徳島県県税局の窓口において収納したものに限り。）に係るものに限る。） (二) 第十八条第二項の規定による払込書の作成 (三) 第二十条の三第二項の規定による納付取消しの通知 	<p>税務分任出納員</p>

別表第十五を別表第十四とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の徳島県事務委任規則（以下「旧規則」という。）の規定により事務の委任を受けた者が行った許可、認可その他の処分若しくは契約の締結その他の行為又は事務の委任を受けた者に対してなされた申請、届出その他の手続は、改正後の徳島県事務委任規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務の委任を受けた者が行ったもの又は当該事務の委任を受けた者に対してなされたものとみなす。

3 施行日前に知事が行った許可、認可その他の処分若しくは契約の締結その他の行為又は知事に対してなされた申請、届出その他の手続で、新規則の規定により新たに委任される事務に係るものは、施行日以後においては、新規則の規定により当該事務の委任を受けた者が行ったもの又は当該事務の委任を受けた者に対してなされたものとみなす。

4 施行日前に旧規則の規定により事務の委任を受けた者が行った許可、認可その他の処分若しくは契約の締結その他の行為又は事務の委任を受けた者に対してなされた申請、届出その他の手続で、新たに知事が行う事務に係るものは、施行日以後においては、知事が行ったもの又は知事に対してなされたものとみなす。